

令和4年10月記者懇談会

日時 令和4年10月26日（水）
午前10時30分
場所 政策会議室

1 市長あいさつ

2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 東日)
なし

3 市からの発表事項

(1) 令和5年度めざせ明日のまちづくり事業補助金募集・要綱改正について
(市民自治推進課)

(2) 乳幼児の新型コロナワクチン接種の実施について (健康課)

(3) 現鳳来総合支所等の活用に係る中間答申について (鳳来総合支所地域課)

4 その他

資料提供・情報提供

(1) 「ザイセイの話」発行について (財政課)

(2) 第11回新城市市民まちづくり集会の意見報告について (市民自治推進課)

(3) 第8期新城市若者議会答申の開催について (市民自治推進課)

(4) 新城市デジタルトランスフォーメーション (DX)推進計画の策定について
(情報政策課)

(5) 鳳来総合支所建設工事の進捗状況について (鳳来総合支所地域課)

5 行事予定表

次回開催日 11月22日（火）午後2時00分

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	市民自治推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536) 23-7697	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金の要綱改正及び募集について
----	----------------------------------

内容

市民が主役のまちづくりの推進と地域の課題の解決を図るため、市民が自主的に行うまちづくり事業を支援することを目的とした新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金の要綱を改正しました。

主な改正内容は、事業の名称において、自由事業を広域課題解決型事業、コミュニティビジネス立ち上げ事業をコミュニティ・ビジネス創業事業に変更しました。コミュニティ・ビジネス創業事業において、若者や女性だけでなく、高齢者も含めたすべての市民を支援対象となるよう補助対象事業者の要件が変更されています。

また、コミュニティ・ビジネス創業事業は、コミュニティビジネス推進基金を充て運用していきます。

つきましては、令和5年度新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金を令和5年1月4日（水）から令和5年1月31日（火）まで募集いたします。

記

- 1 制度名 新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金
- 2 改正日 令和4年10月1日
- 3 要 綱 別紙のとおり

報道機関発表資料

4 改正内容

(1) 補助対象事業・補助対象事業者

新	広域課題解決型事業	市内に活動拠点がある営利を目的としない団体であって、16歳以上の市民3人以上で構成する団体とする。
	コミュニティ・ビジネス創業事業	初めてコミュニティ・ビジネスを創業し、又は創業した団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 (1) 市内に活動拠点があること。 (2) 営利を目的としないこと。 (3) 16歳以上の市民2人以上で構成すること。 (4) 申請年度の4月1日時点において創業から5年を経過していないこと。
旧	自由事業	市内に活動拠点があり、営利活動を目的としない団体。 ●育成期：16歳以上の市民5人以上で構成する団体であること。 ●自立期、拡充期：16歳以上の市民10人以上で構成する団体であること。
	コミュニティビジネス立ち上げ事業	市内に活動拠点があり、補助対象事業年度までに、コミュニティビジネスを新たに開業するもの、又は既存事業体がコミュニティビジネス創業に取り組むもの（募集締切日から起算して、開業した日以後の期間が1年未満のものを含む。）。 16歳以上の市民2人以上で構成し、若者が半数以上又は女性が半数以上の団体であること。

(2) 補助率・補助限度額・利用限度回数

	事業	区分	補助率	補助限度額	利用限度回数
新	広域課題解決型事業	—	10/10以内	50万円	利用限度回数なし
	コミュニティ・ビジネス創業事業	1回目	9/10以内	100万円	1団体につきそれぞれ1回まで
		2回目	2/3以内	80万円	
3回目	1/3以内	40万円			
旧	自由事業	育成期	9/10以内	30万円	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能。
		自立期	8/10以内	60万円	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能。
		拡充期	2/3以内	100万円	利用限度回数はなし。
	コミュニティビジネス立ち上げ事業	コミュニティビジネス立ち上げ期	初年度 9/10以内 2年目 2/3以内	100万円	同一団体につき2回まで補助金の交付が可能。

新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が主役のまちづくりの推進と地域の課題の解決を図るため、市民が自主的に行うまちづくり事業を支援することを目的として、市の予算の範囲内で交付する新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民若しくは市内に在勤し、若しくは在学する者又は市内において公益活動を行う団体をいう。
- (3) 広域課題解決型事業 新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）別表第1に掲げる地域自治区の複数を対象とする事業で、地域の課題の解決に市民が自発的に取り組む事業をいう。
- (4) コミュニティ・ビジネス 市民が主体となって、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する事業をいう。
- (5) コミュニティ・ビジネス創業事業 コミュニティ・ビジネスの創業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げる事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広域課題解決型事業
- (2) コミュニティ・ビジネス創業事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする

事業

- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 活動を行う団体の構成員の交流又は親睦等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受け、又は受ける予定の事業（広域課題解決型事業に限る。）

（補助対象事業者）

第4条 広域課題解決型事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、市内に活動拠点がある営利を目的としない団体であって、16歳以上の市民3人以上で構成する団体とする。

2 コミュニティ・ビジネス創業事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、初めてコミュニティ・ビジネスを創業し、又は創業した団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点があること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 16歳以上の市民2人以上で構成すること。
- (4) 申請年度の4月1日時点において創業から5年を経過していないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助対象事業者としない。

- (1) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が構成員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 申請者（代表者又は申請団体）が市税を滞納している者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の

実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 人件費（広域課題解決型事業に限る。）
- (2) 食糧費（外部講師、出演者の食事代及び作業時又は会議事のお茶又は飲料水は除く。）
- (3) 用地取得費
- (4) 施設又は設備の維持管理費（広域課題解決型事業に限る。）
- (5) 他の制度の補助金等の対象とし、又は対象とする予定の経費（広域課題解決型事業に限る。）
- (6) 事業の実施に直接関係のない経費
- (7) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (8) その他市長が適切でないと認める経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額等については、別表第2のとおりとする。

- 2 広域課題解決型事業にあつては、補助金の額及び補助対象事業によって生ずる収入の額の合計が補助対象事業の事業費を上回るときは、前項の規定にかかわらず、当該上回る額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）を引いた額を補助金の額とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象事業を実施することのできる期間は、当該年度限りとする。

（補助金の交付回数）

第8条 補助金の交付回数は、同一年度内において1団体につき1回までとし、それぞれの事業における利用限度回数は次の表のとおりとする。

事業	区分	利用限度回数
広域課題解決型事業	—	利用限度回数はなし
コミュニティ・ビジネス創業事業	1回目	1団体につきそれぞれ1回まで
	2回目	
	3回目	

（前年度審査）

第9条 補助金の審査は、事業実施年度の前年度に行うものとし、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める期間内に、新

城市めざせ明日のまちづくり事業補助金企画書（以下「企画書」という。）（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（根拠となる見積書等を含む。）
- (3) 定款、規約その他これらに類するもの
- (4) 団体の予算書（収支予算書と同じ場合は不要とする。）
- (5) 団体の役員名簿等組織状況が把握できる書類
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要があると認める書類

（企画書の審査等）

第10条 企画書の審査は、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会条例第2条の規定に基づき、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

- 2 審査委員会は、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付審査要領の規定により審査をし、その結果を市長に提出するものとする。

（結果の通知）

第11条 市長は、前条第2項の規定により審査の結果の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該結果を新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金内定通知書（以下「内定通知書」という。）（様式第3）により申請団体に通知するものとする。

（交付申請等の手続）

第12条 交付の申請等の手続は、規則の規定により行い、別表第3に掲げる様式によるものとする。

- 2 前条で内定通知を受けた場合は、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付申請書（様式第4）の別紙に代えて、内定通知書の写しを添付することとする。

（事業の報告）

第13条 補助金の交付を受けた団体は、事業の実施状況及び成果を記載した書類（以下「成果報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、成果報告書を公表するものとする。
- 3 コミュニティビジネス創業事業においては、起業を証明する書類や今後の事業計画書等を提出するものとする。

(概算払)

- 第14条 補助対象事業者は、新城市補助金等交付規則第18条第2項に規定する概算払を必要とする場合は、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)(様式第13)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助対象事業者から提出された前項の概算払請求書の内容を確認のうえ、適正と認める場合は、交付決定額の9割以内を概算払いすることができる。

(代表者の変更)

- 第15条 補助対象事業者は、代表者を変更したときは、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金代表者変更届(様式第14)により速やかに市長に届け出なければならない。

(財産管理)

- 第16条 補助対象事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金実績報告書(様式第10)と同時に、補助事業で取得した備品及び施設について、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金備品台帳(様式第15)及び新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金施設台帳(様式第16)を提出しなければならない。
- 2 市長は、補助対象事業者が補助事業で取得した備品及び施設について前項の規定より提出された台帳により財産管理を行うものとする。
- 3 第1項に規定する備品は、新城市物品管理規則(平成17年新城市規則第36号)第4条第2項に規定するものとし、消耗品と判断しがたいときは、1万円を超える物品とする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による改正前の新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定によるコミュニティビジネス立ち上げ事業の交付の決定を受けた団体については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定により、コミュニティビジネス立ち上げ事業の交付の決定を受けた団体は、コミュニティ・ビジネス創業事業に係る補助金の交付を受けた団体とみなす。

(準備行為)

4 市長は、施行日前においても、この要綱による改正後の新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1（第3条関係）

1	保健、医療又は福祉の増進を図る事業
2	社会教育の推進を図る事業
3	まちづくりの推進を図る事業
4	観光の振興を図る事業
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
7	環境の保全を図る事業
8	災害救援事業
9	地域安全事業
10	人権の擁護又は平和の推進を図る事業
11	国際協力の事業

1 2	男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
1 3	子どもの健全育成を図る事業
1 4	情報化社会の発展を図る事業
1 5	科学技術の振興を図る事業
1 6	経済活動の活性化を図る事業
1 7	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
1 8	消費者の保護を図る事業
1 9	前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業

別表第2（第6条関係）

事業	区分	補助金の交付率	補助限度額
広域課題解決型事業	—	補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内	50万円
コミュニティ・ビジネス創業事業	1回目	補助対象経費に10分の9を乗じて得た額以内	100万円
	2回目	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内	80万円
	3回目	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	40万円

備考 補助金の額に1,000未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第3（第12条関係）

手続	様式	補助金交付要綱に定める様式
企画内容の申請（広域課題解決型事業）	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金企画書（広域課題解決型事業）	様式第1
企画内容の申請（コミュニティ・ビジネス創業事業）	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金企画書（コミュニティ・ビジネス創業事業）	様式第2
内定の通知	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金内定通知書	様式第3

交付の申請	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付申請書	様式第 4
決定の通知	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付決定通知書	様式第 5
着手届	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金着手報告書	様式第 6
事業計画内容の変更等	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金計画変更承認申請書	様式第 7
変更交付の決定	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金変更交付決定通知書	様式第 8
事業の中止・廃止等	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金中止（廃止）申請書	様式第 9
実績報告	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金実績報告書	様式第 1 0
交付金額の確定	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金等確定通知書	様式第 1 1
請求	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金請求書	様式第 1 2
概算払請求	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金概算払請求書	様式第 1 3
代表者変更	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金代表者変更届	様式第 1 4
備品の台帳登録	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金備品台帳	様式第 1 5
施設の台帳登録	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金施設台帳	様式第 1 6

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	健康課	
担当職・氏名	参事（感染症 対策担当）	武川 裕江
連絡先（電話）	(0536) 23-8551	
連絡先（FAX）	(0536) 24-9008	
（メールアドレス）	co-wakuchin@city.shinshiro.lg.jp	

件名	乳幼児の新型コロナワクチン接種の実施について
----	------------------------

内容

新城市では、乳幼児の新型コロナワクチン接種を以下のとおり実施しますので、お知らせします。ご希望の方は予約のうえ、接種ができます。

- 1 接種対象者 生後6か月以上4歳以下の者 約1,000人
- 2 ワクチンの種類 ファイザー社の乳幼児用ワクチン（コミナティ筋注6か月～4歳用）
- 3 接種体制 集団接種 場所：新城保健センター
*3回接種

┌	1回目から3週間後に2回目を接種
	2回目から8週間後に3回目を接種

<1回目の接種日程>
11月13日（日）又は 11月17日（木）
時間：午後1時30分～2時30分
- 4 接種券の発送 10月28日（金）に一斉発送
- 5 接種の予約 コールセンター、予約システム（LINE・インターネット）
予約開始：11月1日（火） 午前9時から
*接種を希望される場合は、保護者の方が予約を行ってください。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 4年10月26日
担当課・室	鳳来総合支所 地域課
担当職・氏名	課長 長坂茂英
連絡先(電話)	(0536) 22-9931
連絡先(FAX)	(0536) 32-1170

件名	鳳来総合支所周辺地域総合開発計画（現鳳来総合支所等の活用）に関する 中間答申について
----	---

内容

鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会委員長から、現鳳来総合支所等の活用に関する中間答申書が提出されました。

記

中間答申書の内容（別添のとおり）

- 1 現在の鳳来総合支所等の建物に関する現状認識等
 - (1) 現鳳来総合支所を活用した場合について
 - (2) 現鳳来総合支所等を解体・撤去した場合について
- 2 委員会の検討結果

※ 委員会としては、建物は全て解体・撤去し、更地とする検討結果になったものです。

令和4年9月22日

新城市長 下江洋行様

鳳来総合支所周辺地域総合開発計画
策定委員会委員長 牧野 明

鳳来総合支所周辺地域総合開発計画（現鳳来総合支所等の活用）について
（中間答申）（案）

本委員会は、新城市鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会条例（平成30年新城市条例第6号）第2条の規定に基づく諮問を受け、「現鳳来総合支所等の活用に関する事項」に関して検討した結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので、委員会の総意として中間答申書を提出いたします。

市におかれましては、本中間答申を尊重され、早期に現鳳来総合支所等の活用が進みますことを、委員一同、切に願います。

中間答申書

現鳳来総合支所等の活用について

令和4年9月22日

鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会

1 現在の鳳来総合支所等の建物に関する現状認識等

新城市鳳来総合支所周辺地域総合開発計画基本計画（以下「基本計画」という。）において、支所周辺の中心核ゾーンは「(新たな支所へ) 移転後の支所跡地活用に関しては、住宅地や住民ニーズの高い食料品店の誘致を検討するなど、民間投資を促す積極的な施策の展開を図る。」とされています。

このため、現在ある鳳来総合支所、開発センター及び旧総合庁舎等の建物（以下「現鳳来総合支所等」という。）の解体の有無によって、今後の議論の方向性や活用に向けた予算確保などに影響があるため、次の事項について現状の認識を共有しました。

(1) 現鳳来総合支所等を活用した場合について

現鳳来総合支所等は敷地の概ね中央部に位置しています。建物は事務室や倉庫等のスペースとして、建物が建っていない用地は駐車スペースとしての用途が見込まれます。これら以外の用途もあるとは考えるものの、敷地内において現鳳来総合支所等の占める面積が大きいというえ、建物が建っていない用地部分は入り組んだ形状となっているため、用途としてはかなり限定的になるものと考えます。

更に、現鳳来総合支所等は、別紙のとおり建設後それぞれ50年程度が経過しています。施設、設備とも老朽化に伴う不具合が発生していますが、鳳来総合支所新庁舎への移転を見据えて必要最低限の修繕のみに留めて使用している状況です。加えて、耐震補強工事は平成13年度に鳳来総合支所のみ実施しており、耐震基準を満たさない開発センター及び旧総合庁舎（以下「開発センター等」という。）については、譲渡や貸付け等の対象にはなりません。

(2) 現鳳来総合支所等を解体・撤去した場合について

建物を解体・撤去して更地にすることにより、現鳳来総合支所等敷地の開発に関する自由度は上がります。

また、現鳳来総合支所等の周辺は公共交通網や道路網が比較的整備され、郵便局、金融機関をはじめとする社会資源が集まっていることから、この地の利を踏まえた跡地活用の検討等を進めることができると考えます。

一方で、現鳳来総合支所等の解体に要する財政負担が生じるほか、解体に関する予算要求から解体完了までに概ね2年程度の期間が見込まれ、跡地活用に係る事務執行までに時間を要することが予想されます。

2 当委員会の検討結果

上述した1(1)及び(2)を踏まえた現鳳来総合支所等の活用に関する当委員会の検討結果は、次のとおりとしました。

現鳳来総合支所等をそのまま活用する場合のメリットとしては、現在の建物を活用できるため、速やかに建物の利用に関する公募を行え、利用を希望する事業所があれば貸付け等することで早期の事業化が可能になると見込まれることです。

しかし、開発センター等は貸付け等ができないため、活用可能な施設は鳳来総合支所のみとなります。鳳来総合支所は、施設や設備において必要最低限の修繕しかしていないことから、今後も多くの修繕が必要となることが懸念されます。

開発センター等については、引き続き維持管理経費が必要となるほか、地震等による倒壊のおそれもあります。

仮に現鳳来総合支所を残し、開発センター等を取り壊した場合は、活用可能な土地は広がるものの、敷地の中心部に現鳳来総合支所が位置することから、開発に関する自由度は低く、有効活用は難しいと考えます。

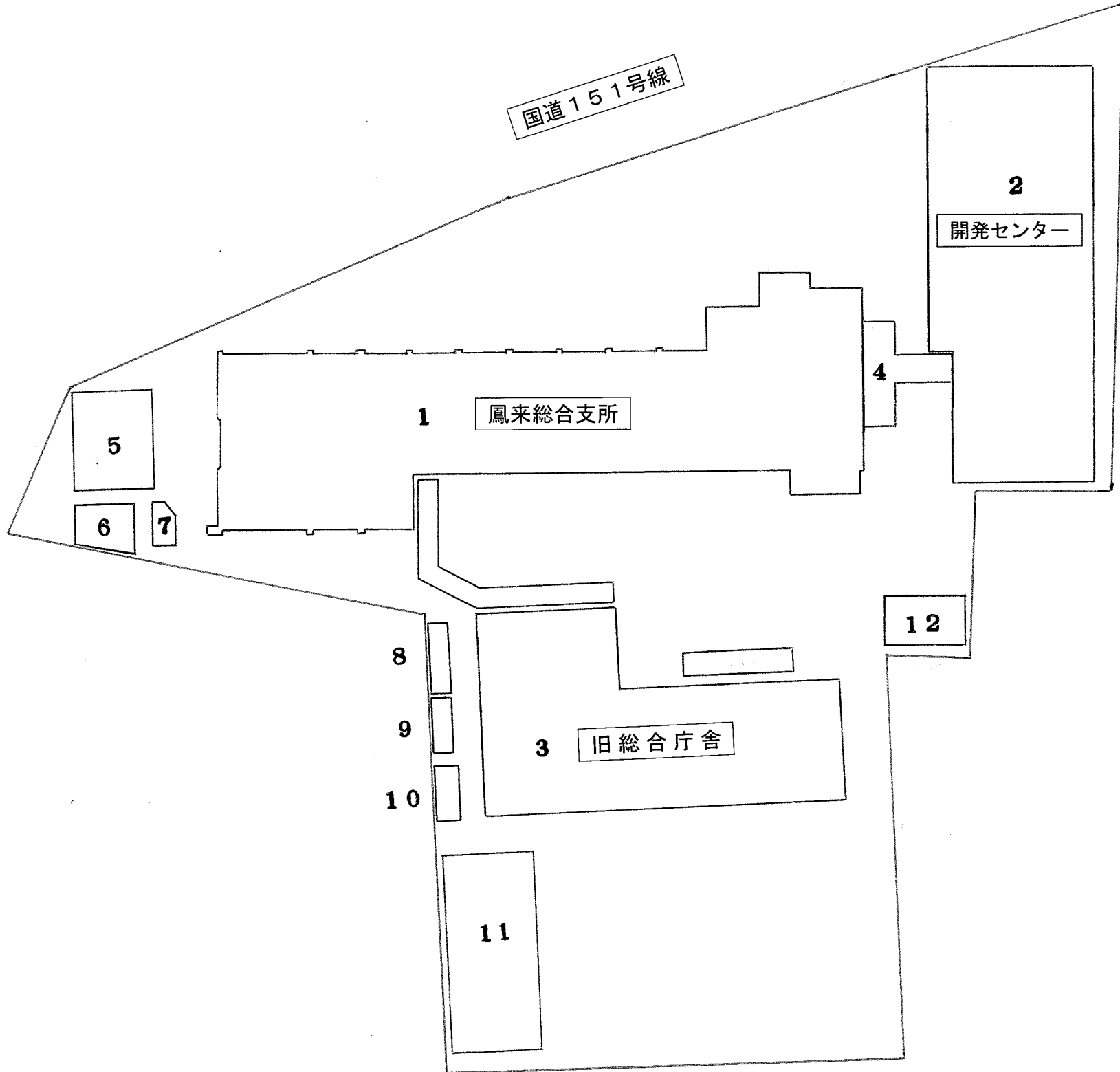
以上のことから、当委員会としては、基本計画に記載される施策の展開を図るため、財政負担や跡地活用の事務執行に至るまでに時間を要することになるものの、現鳳来総合支所等の建物はすべて解体・撤去し、更地とすべきであるという検討結果になりました。

鳳来総合支所周辺建物一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	施設名称	構造	面積 (㎡)	建築 年月	経過 年数	耐震の 有無
1	新城市鳳来総合支所	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	2,358.64	S45, 8	52	有
2	新城市開発センター	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,578.98	S49, 8	48	無
3	旧総合庁舎(新城森林組合)	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	888.46	S32, 10	64	無
4	渡り廊下 (2階3階部分及びEVを含む。)	鉄骨造陸屋根3階建	109.31	H15, 3	19	有
5	倉庫(簡水遠方監視システム)	木造瓦葺2階建	129.60	S35, 6	62	無
6	ボイラー室	コンクリートブロック造 陸屋根平屋建	22.30	S45, 8	52	無
7	旧自家発電室	コンクリートブロック造 陸屋根平屋建	7.84	S32, 10	52	無
8	倉庫(建設課)	木造波トタン葺平屋建	13.25	S32, 10	64	無
9	倉庫(水道環境課)	木造セメント瓦葺平屋建	9.94	S32, 10	64	無
10	倉庫(商工会)	コンクリートブロック造 スレート葺平屋建	11.00	S32, 10	64	無
11	倉庫(水道環境課、地域課)	鉄骨造トタン葺平屋建	145.80	S48, 5	49	無
12	文書庫(永年保存文書、税務課)	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	64.80	S32, 10	64	無
	合 計		5,339.92			

国道151号線



1 鳳来総合支所

2 開発センター

3 旧総合庁舎

5

6

7

8

9

10

11

12

4

鳳来総合支所周辺地域総合開発計画（跡地活用）策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	村 田 和 久	鳳来中部地区区長会長	
2	原 田 哲 夫	鳳来中部地域協議会長	
3	原 田 定 充	鳳来南部地域協議会長	
4	牧 野 明	鳳来東部地域協議会長	
5	原 田 守	鳳来北西部地域協議会長	
6	菅 沼 靖 久	鳳来自治振興事務所長	
7	岩 本 聡	長篠開発委員会委員	
8	鈴 木 由 香	長篠開発委員会委員	
9	潤 実 香	前長篠開発委員会委員	
10	源 昌 樹	若者代表	
11	柿 原 弘 幸	社会福祉協議会	
12	内 藤 里 巳	女性代表	
13	片 桐 美 穂	子育て世代	
14	外 山 嗣	商工会関係	
15	田 實 健 一	商工会関係	
16	小 野 悠	豊橋技術科学大学准教授	

委員会開催日（中間答申まで）

回	開 催 日	備 考
1	令和 4年 6月 15日（水）	
2	令和 4年 7月 19日（火）	
3	令和 4年 9月 1日（木）	

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	総務部 財政課	
担当職・氏名	課長	佐藤 浩章
連絡先（電話）	(0536) 23-7616	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
連絡先（Eメール）	zaisei@city.shinshiro.lg.jp	

件名	「令和4年度版ザイセイの話」の発行について
----	-----------------------

- 内容
- 「令和4年度版ザイセイの話」を作成しました。
 - 27ページ構成（本文・・・23ページ、資料編4ページ）
 - 電子データを市ホームページに掲載します。また、ホームページを見ることができない方等へは、本庁、各総合支所において冊子を配布します。

(本年度の内容)

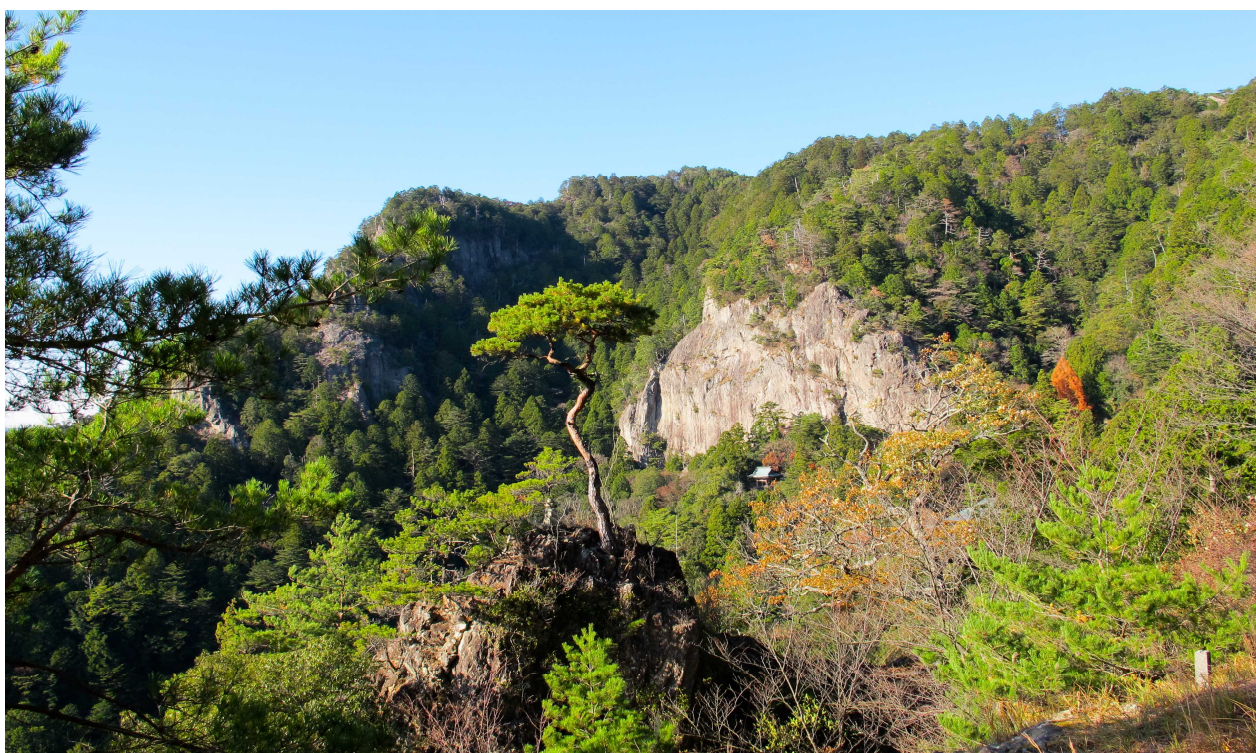
- ・「新城市の財政健全度」
平成29年度決算から令和3年度決算（過去5年間）の財政指標等（公債費比率、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、市債残高、職員数、基金残高等）の推移を掲載。
- ・「新城市の家計簿」
令和4年度予算を1世帯年収600万円（月収50万円）の家庭に例えた新城市の家計簿を掲載。

(その他)

- ・平成18年度から発行しており17年目

令和4年度版

ザイセイの話



愛知県新城市

目次

1 . はじめに	1
2 . 新城市の財政状況は？	1
3 . 新城市の財政健全度は？	2
(1) 公債費比率・実質公債費比率	2
(2) 将来負担比率	3
(3) 経常収支比率	3
(4) 市債（市の借入金）	4
(5) 市債残高の推移	5
(6) 職員数	6
(7) 基金（市の貯金）	7
(8) 令和元年度の財政状況を示す指標	8
財政力	8
財政構造の弾力性	8
将来負担の状況	9
公債費負担の状況	9
職員定員管理の状況	10
人件費・物件費等の状況	10
給与水準（国との比較）	11
4 . 財務書類ってなに？	12
5 . 連結財務書類からわかることは？	12
貸借対照表	13
行政コスト計算書	14
純資産変動計算書	15
資金収支計算書	16
6 . 連結財務書類からわかる各種指標	17
7 . 予算ってどうやってつくられるの？	18
8 . 新城市の予算ってどのくらいの規模なの？	19
9 . 一般会計の収入や支出にはどんなものがあるの？	20
市の予算を家庭の家計簿に例えると	22
資料編 令和3年度決算状況（普通会計決算カード）	24
令和3年度目的税（入湯税、都市計画税）などの充当状況	26

1. はじめに

「私たちのまちの財政は、どんな状況なんだろう？大丈夫なの？」と思っている方も多いと思います。

市では、毎年、市民のみなさんに「ザイセイの話」を作成し、私たちのまちの財政状況をお知らせしています。「数字ばかりで、難しいなあ」と思われるかもしれませんが、新城市の財政状況をありのままお伝えするようにしています。

合併直後は、3つの市町村の事務を1つにするため、財政的に大変苦しいときもありましたが、財政健全化に努めてきたことで、市の財政状況は徐々に良くなってきました。

今年の「ザイセイの話」は、過去5年間の財政状況の推移や予算の内容、市の予算を家庭の家計簿に例えたものなどを掲載しています。お時間のあるときに読んでいただき、少しでも興味をもっていただければ幸いです。



2. 新城市の財政状況は？

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、この法律によって地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするように義務化されました。この法律で定める指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つです。（2・3ページに用語の説明、数値の推移を掲載しています。）

これら4つの指標をもとに、財政状況が危険水準に入ったと判断される場合には、財政の健全化や再生に向けて再建計画（財政健全化計画、財政再生計画）をつくり、改善に取り組むこととなります。

令和3年度末時点の新城市の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字にはなっていません。

実質公債費比率は3か年の平均値で25%以上の場合が危険水準であると定められていますが、令和元年度から令和3年度までの3か年平均値で7.1%となっています。また、将来負担比率は、危険水準が350%以上のところ、令和3年度決算で51.6%となりました。

一時的に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額が増えたことにより、将来負担比率が下がっているものの、過年度借入をした市債の元金償還が始まり実質公債費率が増加しています。

引き続き、借入金と返済額のバランスを保ち市債（借入金）残高の抑制を図るとともに、計画的な基金（貯金）積立てを行い、財政の健全性の堅持に取り組んでいきます。



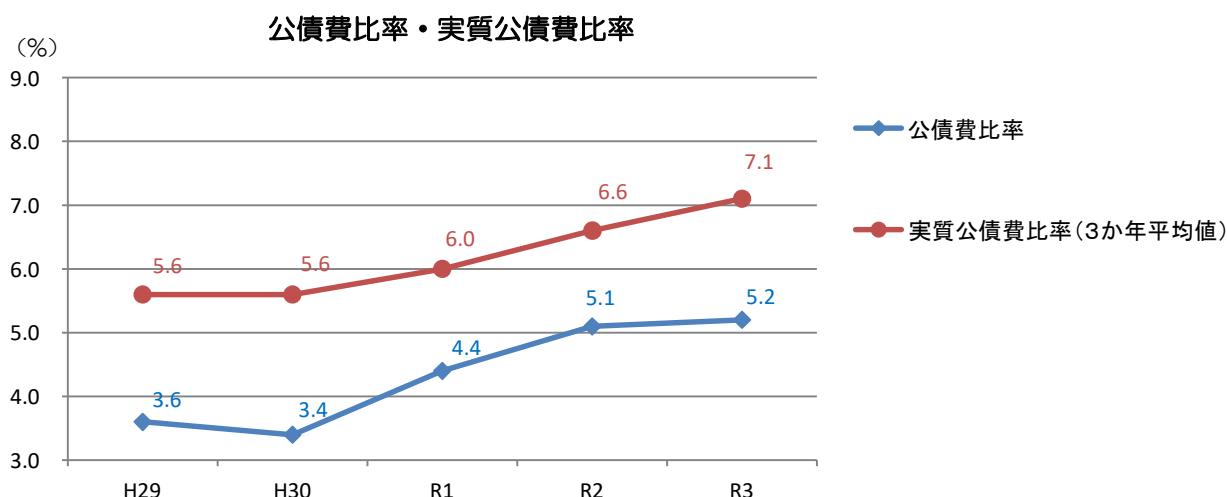
3. 新都市の財政健全度は？

(1) 公債費比率・実質公債費比率

公債費比率とは、財政の弾力性を判断する指標の一つです。普通会計（下記用語説明参照）の市債の返済に必要な一般財源の額と標準財政規模（標準的な状態で通常収入される見込みの一般財源の額）との比率を示します。

実質公債費比率も、財政構造の弾力性を判断する指標で、「公債費比率」と異なるのは、分子の地方債の返済に必要な一般財源の額に水道事業や市民病院など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費類似経費（準公債費）も含んで算定していることです。

どちらの指標も、数字が小さくなるほど健全度が高くなります。



(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	前年度との比較
公債費比率	3.6	3.4	4.4	5.1	5.2	0.1
実質公債費比率 (3か年平均値)	5.6	5.6	6.0	6.6	7.1	0.5
実質公債費比率 (単年度)	5.6	5.5	7.1	7.2	7.0	△0.2
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字となっていないため「—」の記号で表示しています。

★普通会計とは： 一般会計と特別会計のうち公営企業会計（上水道・下水道等公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等）以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。新都市の場合は、平成28年度に地域下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行しましたので、平成28年度からは一般会計のみとなりました。

【参考】健全化判断基準（令和3年度）

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.78	17.78	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※上記基準数値を上回ると「早期健全化団体（イエローカード）」又は「財政再生団体（レッドカード）」となります。

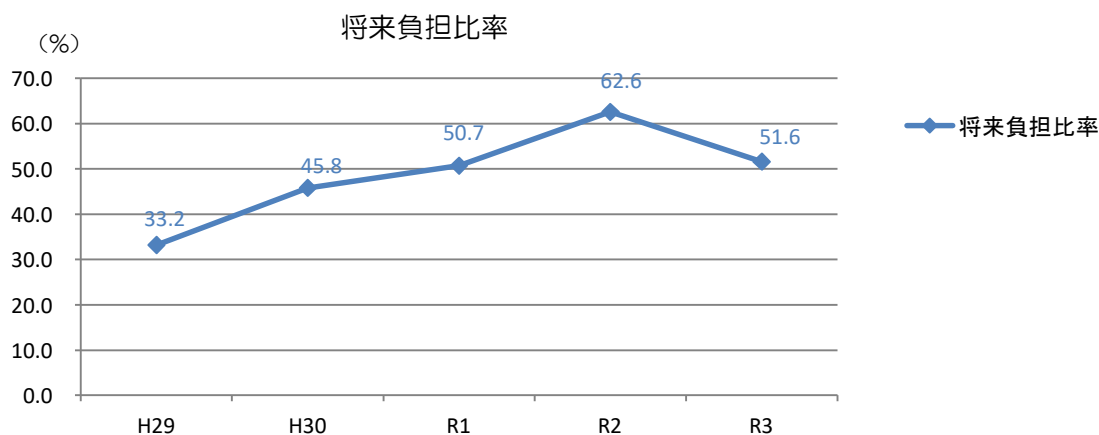
実質赤字比率：普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(2) 将来負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、市債現在高、退職給与引当金に相当する額等その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額の総額について、標準財政規模に対する比率を示すものです。公債費比率と同じく数字が小さいほど、健全度が高くなります。

前年度と比べると、11.0ポイント減少していますが、これは、市町村合併後計画的に整備を進めている大型建設事業に対する合併特例債の積極的な活用などにより市債現在高が増加した反面、令和3年度は、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額が増えたことが主な要因です。

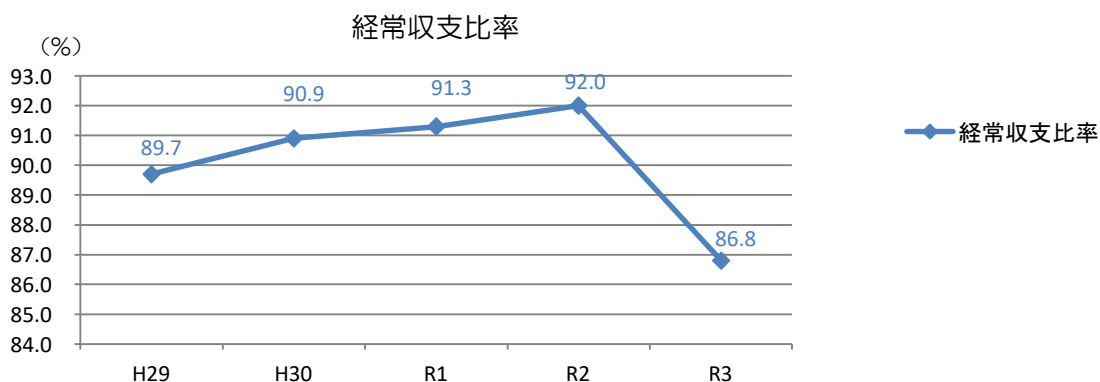


(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	前年度との比較
将来負担比率	33.2	45.8	50.7	62.6	51.6	△ 11.0

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示します。この比率を下げるとさらに柔軟な市政運営を行うことができます。



(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	前年度との比較
経常収支比率	89.7	90.9	91.3	92.0	86.8	△ 5.2

人件費：職員給料、議員報酬、退職手当などの経費

扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、心身障がい者等に対して行っている様々な支援経費

公債費：地方公共団体が借り入れた市債の返済に要する経費

(4) 市債（市の借入金）

学校や道路などの公共施設は、施設の耐用年数により長期間利用していただけます。現在お住まいの市民のみなさんも利用されますし、将来新城市にお住まいになられる方も利用されます。常に住民異動がありますので、それぞれの年度に新城市にお住まいの方が平等に施設の建設費用を負担して世代間の公平性を保つという考え方で、施設の建設費を市債で借り、長期間にわたって建設費を分割して返済をしていきます。

令和3年度末の市債の借入状況は、次のとおりです。

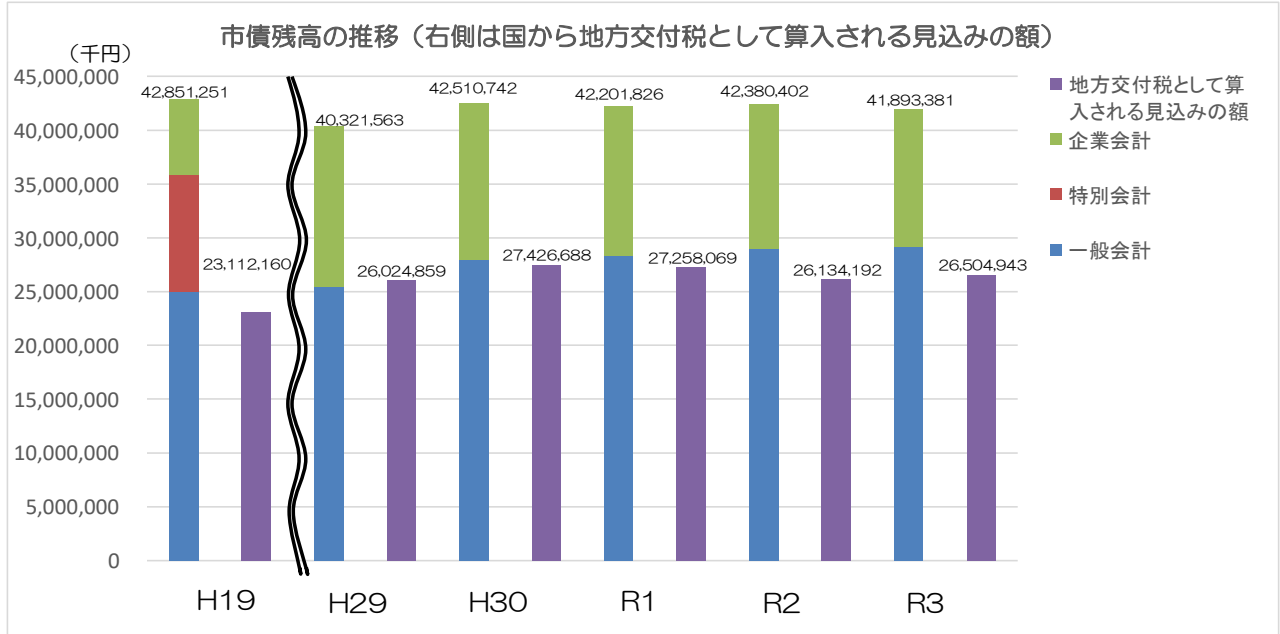
(単位：千円)

区 分	令和3年度末現在高	対象となる事業
公共事業等債	1,010,849	国全体から見て必要とされる事業
公営住宅建設事業債	225,825	市が建設する公営住宅建設事業
災害復旧事業債	151,135	災害にあった施設を原形に復旧する事業
教育・福祉施設等整備事業債	1,273,270	小・中学校施設、市が行う一般廃棄物処理施設、社会福祉施設等の整備事業
全国防災事業債	227,680	東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業
緊急防災・減災事業債		
一般単独事業債	11,060,014	臨時的かつ多額の負担となる建設事業で、緊急に整備を要するもの
うち合併特例債	10,345,602	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金（みんなのまちづくり基金）の積立金等
辺地対策事業債	206,830	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の総合整備計画に基づいて実施する事業
過疎対策事業債	3,076,836	「過疎地域自立促進特別措置法」の過疎地域自立市町村計画に基づいて実施する事業
財源対策債	927,308	一定事業の起債の充当率を引き上げて財源対策として実施されたもの
減収補てん債	157,100	地方税の収入が地方交付税算定における標準税収入額を下回った場合の減収補てん
減税補てん債	63,999	平成11年度からの恒久的な減税と平成15年度からの先行減税に伴う減収補てん
臨時財政対策債	10,404,511	地方交付税の代替として借り入れたもの
その他	354,541	公営企業（水道、病院など）への出資
一般会計 計	29,139,898	
国民健康保険診療所特別会計	9,778	作手診療所の整備
病院事業会計	981,965	市民病院の整備
水道事業会計	6,114,982	上水道施設の整備
工業用水道事業会計	10,816	有海企業団地の工業用水道施設の整備
下水道事業会計	5,635,941	下水道等施設の整備
総合計	41,893,380	

(5) 市債残高の推移

合併直後の平成18年度から平成19年度は、合併に伴う事業が多く実施されたことにより借入額が増加し、平成19年度末は市全体で約429億円の残高がありました。その後は財政健全化に取り組み、借入額を抑制してきましたが、近年は、庁舎建設やし尿等下水道投入施設等の大型建設事業に伴う借入れにより、令和3年度末で約419億円で、平成19年度と比べ約9億5千万円の減少となっています。令和3年度については、前年度に比べ総額で4億8千万円超の減少、一般会計では約2億円強の増加となっています。

また、総額のうち将来地方交付税として国から交付される見込みの額は、令和3年度で約265億円ですので、実質の残高は約153億円ということになります。



(単位：千円)

	H19	H29	H30	R1	R2	R3
一般会計	24,961,851	25,413,453	27,922,725	28,324,273	28,928,973	29,139,898
特別会計	10,857,445	11,147	9,431	10,092	11,089	9,778
国民健康保険診療所	38,758	11,147	9,431	10,092	11,089	9,778
簡易水道事業	3,891,883	0	0	0	0	0
農業集落排水事業	998,071	0	0	0	0	0
公共下水道事業	5,603,188	0	0	0	0	0
宅地造成事業	325,545	0	0	0	0	0
企業会計	7,031,955	14,896,963	14,578,586	13,867,461	13,440,340	12,743,704
病院事業	4,450,657	1,738,352	1,879,261	1,513,329	1,251,180	981,965
水道事業	2,581,298	6,883,516	6,648,426	6,446,452	6,380,297	6,114,982
工業用水道事業	0	14,107	13,305	12,490	11,660	10,816
下水道事業	0	6,260,988	6,037,594	5,895,190	5,797,203	5,635,941
合計	42,851,251	40,321,563	42,510,742	42,201,826	42,380,402	41,893,380

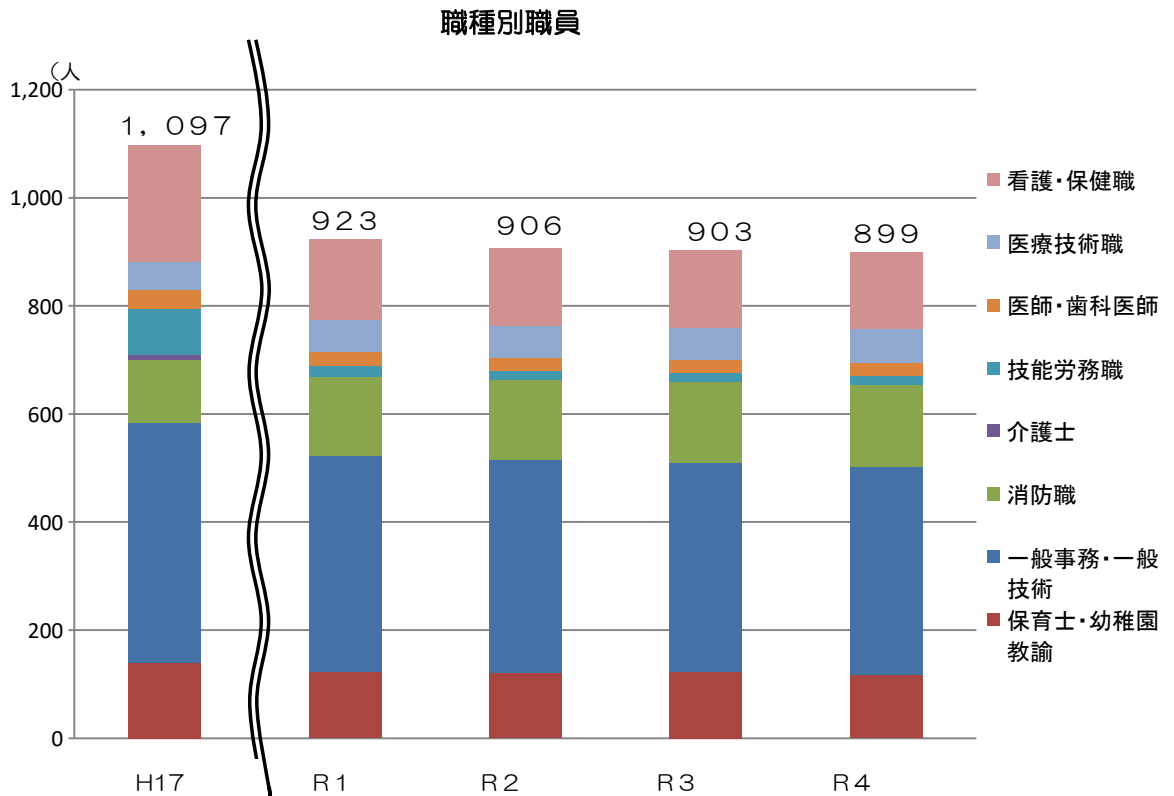
市債残高のうち将来地方交付税として算入される見込みの額と市の実質負担見込額の推移

(単位：千円)

	H19	H29	H30	R1	R2	R3
市債残高 (①)	42,851,251	40,321,563	42,510,742	42,201,826	42,380,402	41,893,380
地方交付税算入見込額 (②)	23,112,160	26,024,859	27,426,688	27,258,069	26,134,192	26,504,943
	53.9%	64.5%	64.5%	64.6%	61.7%	63.3%
市の実質負担見込額 (①-②)	19,739,091	14,296,704	15,084,054	14,943,757	16,246,210	15,388,437
	46.1%	35.5%	35.5%	35.4%	38.3%	36.7%

(6) 職員数

合併時には、市役所、保育所、幼稚園、小中学校、消防本部・消防署、各種施設、市民病院（医師・看護師・技術職等を含む）など、全てで1,097人の職員が在籍していました。職員数は第4次定員適正化計画に沿って管理を行っており、令和3年度は業務の統合や退職者の不補充により一般事務・一般技術は減少しましたが、消防職を消防業務の充実強化のため増員、保育士・幼稚園教諭を未満児保育の需要の高まりに対応するため増員しました。令和4年4月現在では899人が在籍しており、合併時と比較し198人減少しています。なお、介護士は平成25年度に老人ホームを指定管理者制度による外部運営へ変更したため0人となっています。



(単位: 人)

区分	H17	R1	R2	R3	R4	増減 (R4-H17)
一般事務・一般技術	442	399	394	386	386	△ 56
保育士・幼稚園教諭	140	122	120	123	116	△ 24
消防職	117	147	148	149	152	35
介護士	9	0	0	0	0	△ 9
技能労務職	86	20	17	17	16	△ 70
医師・歯科医師	34	26	24	24	24	△ 10
医療技術職	53	59	59	60	63	10
看護・保健職	216	150	144	144	142	△ 74
合計	1,097	923	906	903	899	△ 198

※職員数は各年4月1日現在の人数

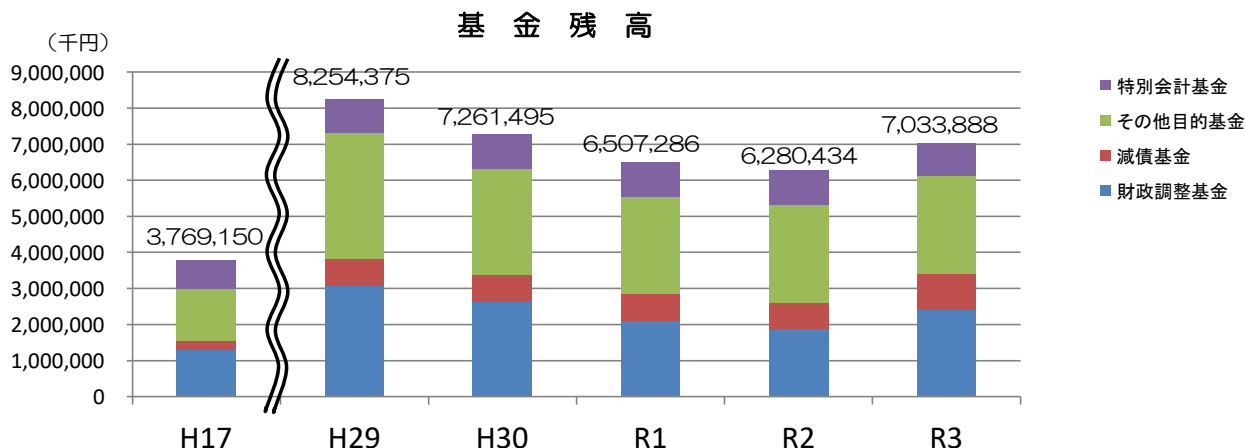


(7) 基金（市の貯金）

新城市では、市政運営に支障を来たさないように、急な収入減への対応や特定の事業を行うために、計画的に貯金してきました。

新城市全体の基金額は、平成17年度末に約37億7千万円でしたが、令和3年度末には、前年度より約7億5千万円増え約70億3千万円となりました。

基金の内訳では、一般会計の基金は財政調整基金を約5億6千万円、減債基金を2億6千万円積み立てたことなどにより、約8億円増加しました。



○基金の種類と現在高

(単位：千円)

	H17	H29	H30	R1	R2	R3
財政調整基金	1,300,625	3,093,277	2,644,677	2,117,651	1,861,432	2,423,378
減債基金	244,123	728,655	729,652	729,977	731,028	997,983
その他目的基金	1,447,568	3,491,941	2,938,100	2,709,815	2,737,017	2,708,570
ふるさと創生基金	295,533	8,758	0	0	0	0
みんなのまちづくり基金	0	1,573,160	1,506,970	1,441,240	1,393,385	1,344,817
国際交流基金	143,158	91,106	51,925	37,650	27,116	21,080
庁舎等建設基金	217,508	1,317,138	899,073	715,816	566,044	563,385
作手山村交流施設建設基金	130,000	0	0	0	0	0
ゴルフ場開発地域振興基金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
地域福祉基金	295,445	230,452	200,566	186,753	184,222	182,235
ふるさと農村活性化対策基金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ふるさと水と土保全基金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
つくで手作り村管理基金	6,852	18,096	18,807	19,533	20,256	20,974
風来ゆ〜ゆ〜ありいな維持管理基金	5,128	5,244	5,251	5,255	5,262	5,262
湯谷温泉の維持管理基金	76,951	0	0	0	0	0
一般廃棄物処理施設整備基金	19,812	20,431	20,458	20,472	20,501	20,503
図書購入基金	3,000	0	0	0	0	0
長保城址史跡保存館施設整備基金	2,228	2,297	2,300	2,301	2,304	2,304
教育・スポーツ・文化振興基金	0	3,042	1,980	0	0	0
もっくる新城維持管理基金	0	6,217	9,390	11,275	12,282	12,380
ニューキャッスル・アライアンス交流基金	0	0	5,380	3,963	3,963	3,963
新城駅構内バリアフリー化基金	0	0	0	10,949	15,530	0
森づくり基金	0	0	0	38,608	104,743	169,928
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	0	0	0	0	10,000	11,023
新型コロナウイルス感染症対策基金	0	0	0	0	155,409	133,422
コミュニティビジネス推進基金	0	0	0	0	0	1,294
H27以前に廃止した基金	35,953					
一般会計計	2,992,316	7,313,873	6,312,429	5,557,443	5,329,477	6,129,931
特別会計						
国民健康保険事業特別会計	578,292	736,939	949,066	949,843	950,957	903,957
国民健康保険事業基金	578,292	736,939	949,066	949,843	950,957	903,957
介護保険事業特別会計	87,430	203,563	0	0	0	0
介護給付費準備基金	87,430	203,563	0	0	0	0
簡易水道事業特別会計	58,857	0	0	0	0	0
簡易水道事業基金	58,857	0	0	0	0	0
H27以前に廃止した基金	52,255					
特別会計計	776,834	940,502	949,066	949,843	950,957	903,957
総合計	3,769,150	8,254,375	7,261,495	6,507,286	6,280,434	7,033,888

※ 現在高には収納整理期間中の積立てと取崩しを反映しています。

(8) 令和2年度の財政状況を示す指標

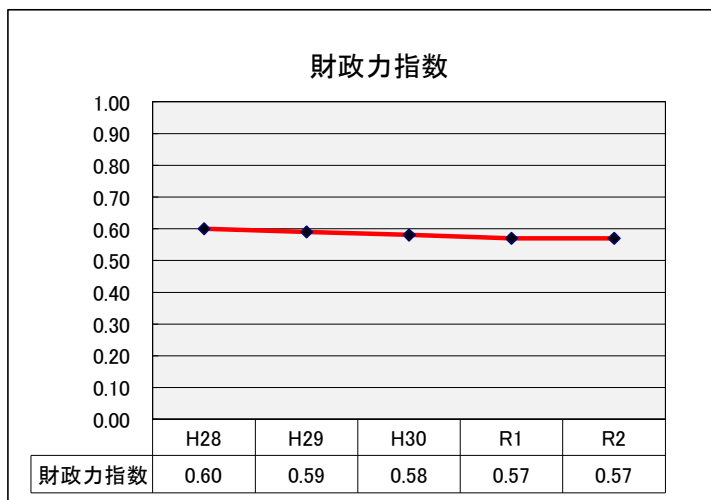
ここでは、令和2年度における財政比較分析表を作成し、独自に分析したものを公表します。なお、令和3年度数値は、現在総務省で取りまとめ中です。

財政力

【財政力指数】

0.57

財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値をいいます。



分析結果への対応

前年度と同ポイントではありますが、依然として類似団体平均（0.42）を上回っています。

根幹的な自主財源である市税の大幅な伸びは見込めず、また、合併算定替えによる普通交付税の減少が見込まれます。

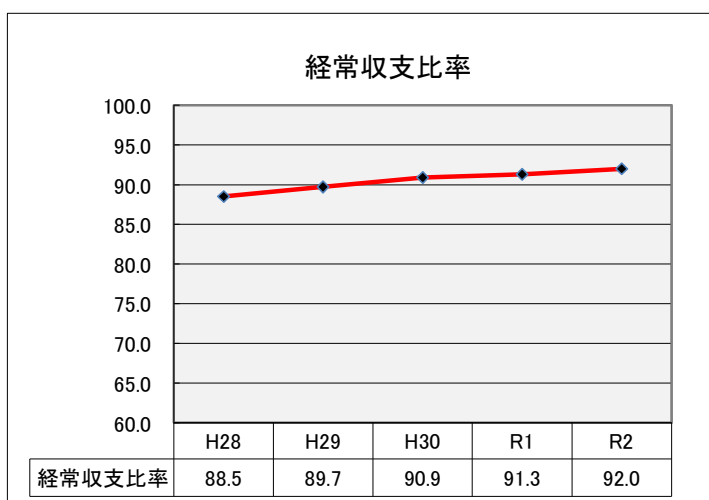
このような背景を踏まえ、平成30年度に策定した新都市財政健全化推進プランに基づき、自主財源の確保に努めるとともに、事務効率化等の歳出見直しや公共施設等管理適正化に取り組んでいきます。

財政構造の 弾力性

【経常収支比率】

92.0%

経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の弾力性を判断するものです。この比率が高くなるほど、財政構造の硬直化が進み、公共施設の整備など建設事業の経費に充当する財源の余裕が少なくなります。



分析結果への対応

経常収支比率は92.0%となり、類似団体平均を上回り平成30年度から90%を超過し続けています。

経常経費充当一般財源等は前年度と同水準を維持したが、臨時財政対策債が折半対象財源不足額解消に伴い発行額が減少したことが経常収支比率上昇に影響しているものと思われます。

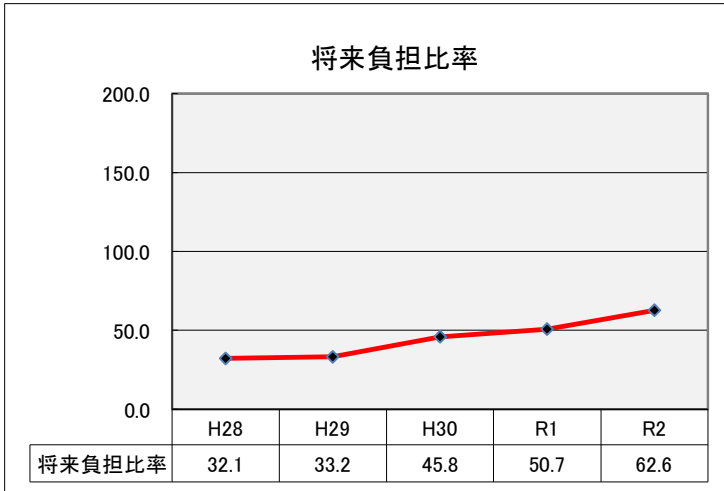
経常一般財源等は減少が見込まれる中、財政構造の硬直化を抑制するため、今後とも事務事業の見直しを進め、経常経費の削減に努めます。

将来負担の状況

【将来負担比率】

62.6 %

公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べてどれくらい多いかを示します。350%を超えると黄信号といわれています。



分析結果への対応

将来負担額について市債残高が増加したこと、将来負担額への充当可能財源等である財政調整基金を取り崩したことなどにより前年度より11.9ポイント増加しました。

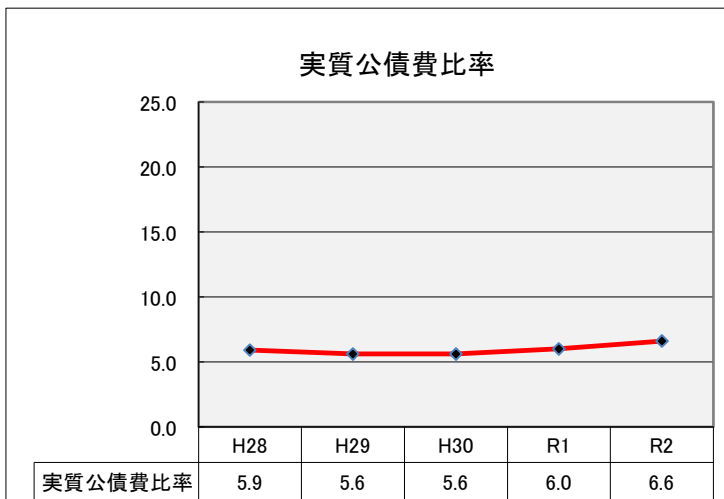
今後、鳳来総合支所等整備事業や学校給食施設改築事業などの旧合併特例事業債を中心に大型の市債発行を予定していますが、市債の発行については必要性を精査し、また財政調整基金を取り崩さない財政運営を図り、将来負担の抑制に取り組みます。

公債費負担の状況

【実質公債費比率】

6.6 %

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費（借入金返済費）による財政負担の程度を示すものです。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入した3か年平均の値となります。



分析結果への対応

前年度に比べ0.6%上昇しましたが、類似団体平均（8.4%）を下回りました。算定初年度の平成18年度には15.7%でしたが、財政健全化に努めた結果、9.1ポイントの改善を図ることができています。

今後も、市債を計画的に発行していくとともに、財源確保に努め、市債に大きく依存しない財政運営を進めていきます。

18%以上の団体：引き続き地方債の発行に許可が必要

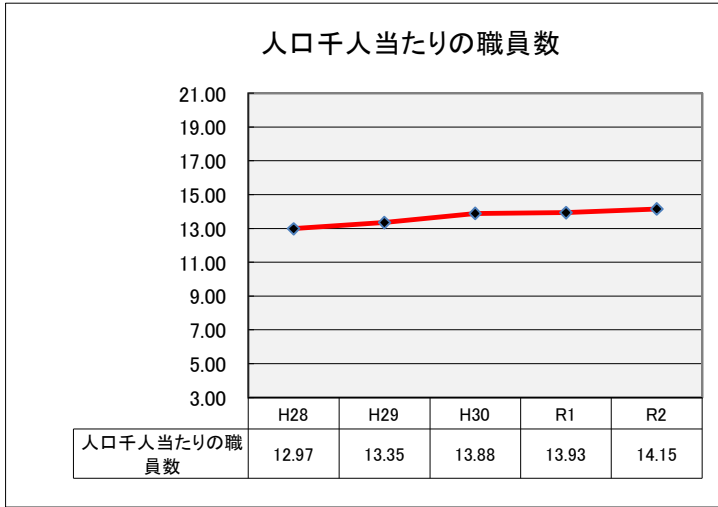
25%以上の団体：一般事業等の起債が制限

職員定員管理 の状況

【人口千人当たりの職員数】

14.15 人

人口千人に占める職員の人数です。



分析結果への対応

近隣町村の常備消防業務を受託していること、市内に2箇所の民間小規模保育所はあるものの、それ以外の15箇所のこども園は市直営で運営していること等の特殊要因が影響し、類似団体平均（9.88）を大きく上回っています。今後も第4次定員適正化計画に基づき職員数の適正化に引き続き努めていきます。

人件費・物件費等の状況

【人口1人当たり人件費・物件費等決算額】

200,434 円

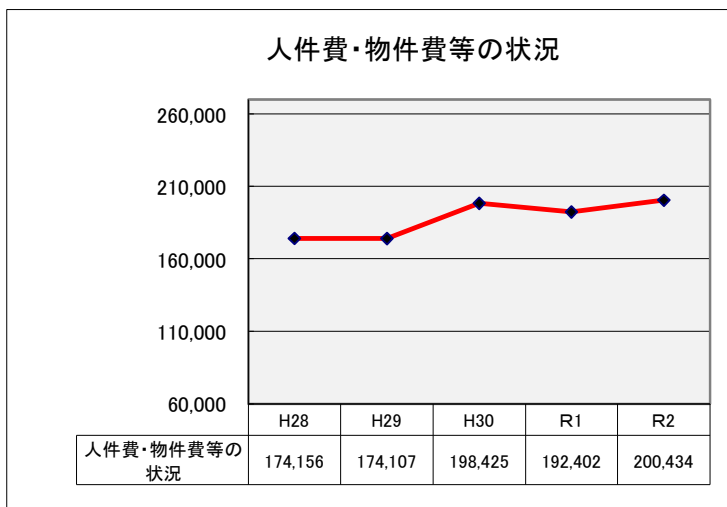
人件費とは、報酬や給与など現金支給されるものと、それ以外の費用（共済組合の負担金等）を含む人事関連費用の総額です。

物件費とは、旅費、消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的経費です。

維持補修費とは、施設の修繕料など施設の効用を維持するために支出された経費です。

この3つの経費の人口1人当たりの決算額を比較しています。

※人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。



分析結果への対応

人口1人当たり人件費・物件費等決算額は、前年度に比べ8,032円増加し、依然として類似団体平均（187,287円）を上回っている状況です。

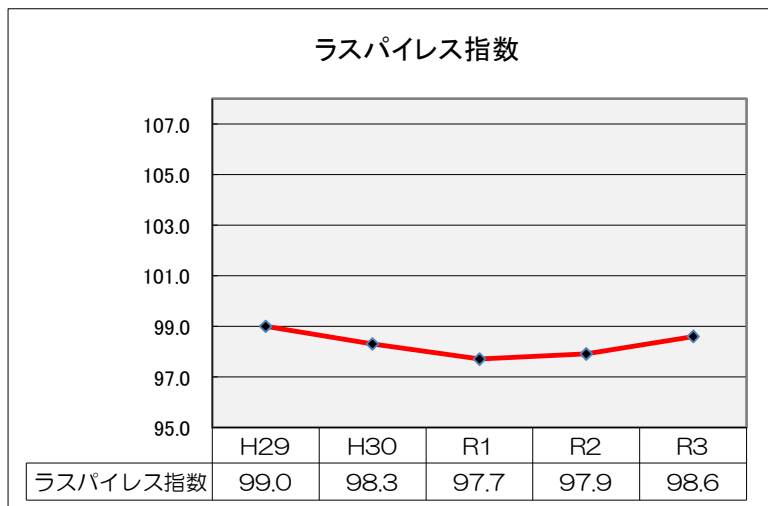
物件費については、広大な市域に点在する公共施設について廃止、譲渡などの整理を継続し、更なる経費の削減に努めます。

**給与水準
(国との比較)**

【ラスパイレス指数】

98.6

地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるものです。



分析結果への対応

今後とも給与制度の適切な見直しを行い、給与水準の適正化に努めていきます。

新城市の状況（令和3年度）

人	□	44,136 人	(R4.4.1 現在)
面	積	499.23 km ²	
標準財政規模		15,445,633 千円	
歳入総額		26,544,628 千円	
歳出総額		25,166,129 千円	
翌年度繰越財源		52,631 千円	
実質収支		1,325,868 千円	



4. 財務書類ってなに？

地方公共団体の会計方式は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単年度の現金収支に着目した「単式簿記・現金主義」で整理されていますが、過去に取得した資産や負債といったストック情報や、減価償却費等といった現金支出を伴わないコストを把握することができないという問題点がありました。

平成18年には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（いわゆる行革推進法）」が成立し、行政改革の一つとして地方公共団体は資産及び債務の把握管理体制を整備することになり、これと関係して「地方公会計制度」として民間企業の会計方式（複式簿記・発生主義）を導入する取組みが推進されてきました。地方公会計制度に基づき作成した財務書類は、単式簿記・現金主義会計からは読み取ることのできないストックやコストの情報を提供し、従来の決算書を補完する役割を担っています。これに基づき、新城市でも平成20年度決算から財務書類を公表しています。

○公会計制度整備の目的

- ①資産・債務管理
- ②費用管理
- ③財務情報のわかりやすい開示
- ④政策評価・予算編成・決算分析との関連付け
- ⑤地方議会における予算・決算審議での利用

5. 連結財務書類からわかることは？

- ①現金主義の予算・決算書類では見えにくかった資産・債務の把握（ストックの把握）
- ②地方公社・第三セクター等と連結した連結財務書類の作成による決算全体の把握
- ③資産・債務改革への対応（資産の実態を踏まえた売却、転用）
- ④財務情報に関する情報開示と説明責任
- ⑤地方財政に係る効率化・適正化の判断資料

新城市における令和元年度の連結対象の会計、地方公社、第三セクター等は、下記のとおりです。

連結財務書類	一般会計等 財務書類	一般会計	普通会計
			一般会計
	全体財務書類	特別会計	公営事業会計
			国民健康保険事業 後期高齢者医療 国民健康保険診療所 宅地造成事業
			病院事業 水道事業 工業用水道事業 下水道事業
	全体財務書類	うち 公営企業会計	一部事務組合・広域連合
			新城北設楽交通災害共済組合 愛知県後期高齢者医療広域連合、東三河広域連合
			地方公社・第三セクター等
			新城市土地開発公社 (公財) 農林業公社しんしろ、(有) つくで手作り村

○貸借対照表

会計年度末（令和3年3月31日時点）における市の財政状態を明らかにすることを目的に、資産・負債・純資産の3区分に分けて表示しています。行政サービスを行うために所有している財産（資産）を借方へ、それらの資産を形成するために要した財源内訳（負債・純資産）を貸方へ集計しています。

貸方に計上されている負債は、将来返済や支出が必要となるものであり、純資産は資産の総額から負債を差し引いた正味の財産です。

（単位：百万円）

借 方				貸 方			
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】				
	一般会計等	全体	連結		一般会計等	全体	連結
有形固定資産	102,900	156,581	156,629	固定負債	31,163	62,389	62,042
無形固定資産	1	727	754	流動負債	3,167	5,759	6,290
投資その他の資産	11,835	6,872	7,360	負債合計	34,330	68,147	68,333
流動資産	3,280	8,409	10,190	【純資産の部】			
				純資産合計	101,686	104,442	106,599
資産合計	136,016	172,589	174,932	負債及び純資産合計	136,016	172,589	174,932

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

●資産の内訳は？（連結区分）

- ・インフラ資産 99,545 百万円 56.9%
- ・事業用資産 53,261 百万円 30.4%
- ・流動資産 10,190 百万円 5.8%
- ・投資その他 7,360 百万円 4.2%
- ・その他 4,576 百万円 2.6%

道路や橋りょうといったインフラ資産と、学校や市民利用施設等といった事業用資産で市の資産の大半を占めていることがわかります。

●負債・純資産の内訳は？（連結区分）

- ・地方債等 38,345 百万円 21.9%
- ・1年内償還予定地方債等 4,565 百万円 2.6%
- ・退職手当引当金 5,087 百万円 2.9%
- ・その他の負債 20,336 百万円 11.6%
- ・純資産 106,599 百万円 60.9%

負債・純資産のうち、約25%を借入金である地方債が占めています。



○行政コスト計算書

1年間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の行政サービスに要した費用と、行政サービスの直接的な対価である使用料などの収益を集計し、費用から収益を差し引いたものが純行政コストとなります。費用には、減価償却費や引当金繰入額などの現金支出が伴わないコストも含まれています。

（単位：百万円）

項 目	一般会計等	全 体	連 結
経常費用 (A)	25,900	35,891	45,798
経常収益 (B)	971	5,244	6,096
純経常行政コスト (C=A-B)	24,929	30,646	39,702
臨時損失 (D)	33	33	43
臨時利益 (E)	4	32	32
純行政コスト (C+D-E)	24,958	30,647	39,713

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

●経常費用の内訳は？（連結区分）

・移転費用	24,181	百万円	52.8 %
・物件費等	12,621	百万円	27.6 %
・人件費	8,266	百万円	18.0 %
・その他	730	百万円	1.6 %

経常費用の約半分を、補助金等といった移転費用が占めています。物件費の中には、減価償却費といった現金支出が伴わない費用も含まれています。

経常費用－経常収益

臨時損失－臨時利益

純行政コスト

○純資産変動計算書

貸借対照表の「純資産」について、当年度中の増減内訳を示しています。行政サービスに係る収支不足額である「純行政コスト」が、税金や補助金などの財源によってどの程度賄われ、将来世代へ引き継ぐ「純資産」がどの程度蓄積しているのかが見ることができます。

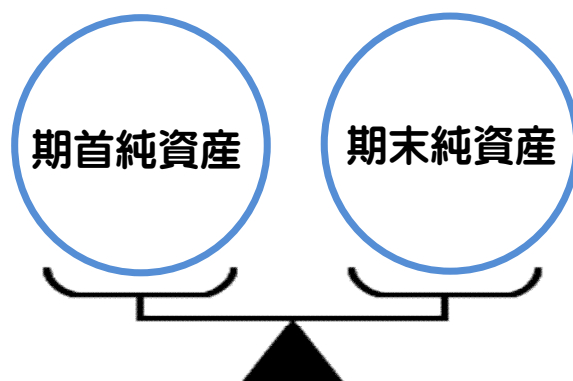
(単位：百万円)

項 目	一般会計等	全 体	連 結
純行政コスト (F)	24,958	30,647	39,713
税金等、国県等補助金 (G)	24,392	30,177	39,434
資産評価差額等 (H)	36	5,234	5,523
本年度純資産変動額 (I=G+H-F)	△ 530	4,765	5,245
前年度末純資産残高	102,216	99,676	101,354
本年度末純資産残高	101,686	104,442	106,599

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

●純資産変動の状況は？（連結区分）

行政サービスの提供に要した費用のうち、使用料等の直接的な対価によって賄うことができなかった収支不足額である「純行政コスト」39,713百万円については、税金等と国県等補助金の合計39,434百万円で補てんし、補填不足分279百万円には前年度以前に蓄積した純資産残高が充てられました。純資産総額は、資産評価の見直し等があり、前年度末と比べ5,245百万円増額となりました。



○資金収支計算書

1年間の資金収支を業務活動、投資活動、財務活動の3区分に分けて表示しています。1年間の行政活動に伴う資金の流れ（キャッシュ・フロー）がどのような要因でどの程度生じているのかが見ることができます。

（単位：百万円）

項 目	一般会計等	全 体	連 結
業務活動収支	3,406	4,314	5,265
投資活動収支	△ 4,012	△ 4,970	△ 4,982
財務活動収支	605	489	△ 258
本年度資金収支額	△ 2	△ 167	24
前年度末資金残高	944	4,722	5,042
本年度末資金残高 (A)	943	4,555	5,114
本年度末歳計外現金残高 (B)	68	68	68
本年度末現金預金残高 (A+B)	1,011	4,624	5,183

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

●業務活動収支

経常的な行政サービス提供に伴う資金収支を示しています。収入には、税収の他、国県補助金や事業収入を計上しています。支出には、職員の人件費や物品等の購入、補助金等といった行政サービスを行うために要した経費を計上しています。

●投資活動収支

固定資産や市の貯金である基金の増減に関する資金収支を示しています。収入には、固定資産の形成に関する国県補助金や固定資産売却収入を計上しています。支出には、工事請負費など固定資産の形成に要した経費の他、出資金や貸付金を計上しています。

●財務活動収支

外部からの資金調達やその償還に関する資金収支を示しています。市債の発行収入と償還元金を計上しています。

6. 連結財務書類からわかる各種指標

① 純資産比率【純資産/総資産】 60.9%

- 地方公共団体は、地方債の発行を通じて将来世代と現世代との負担配分を行っており、純資産の変動はその負担配分が変動したことを意味しています。純資産比率は、行政サービスを提供するために市が所有している資産のうち、どの程度過去及び現世代が負担して財源を調達しているかを見るもので、世代間の公平性を測ることができます。
- 一般企業における「自己資本比率」に相当するものです。

② 市民1人当たりの資産と負債、行政コスト

資産：389万円 負債：152万円 純行政コスト：88万円

〔令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口：44,937人〕

- 貸借対照表、行政コスト計算書を用いて、市民1人当たりの資産と負債、行政コストを求めたものです。

③ 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額/償却資産取得価格】 55.3%

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、資産の耐用年数に対してどの程度資産が老朽化しているかを把握することができます。

④ 行政コスト対税収等比率【純経常行政コスト/(税収等+国県等補助金)】 100.7%

- 当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握する指標で、数値が100%に近いほど資産形成の余裕度は低いと言えます。
- 100%を上回ると、過去に蓄積した資産が取り崩されていることを示します。

⑤ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）【業務活動収支+投資活動収支】

6億800万円

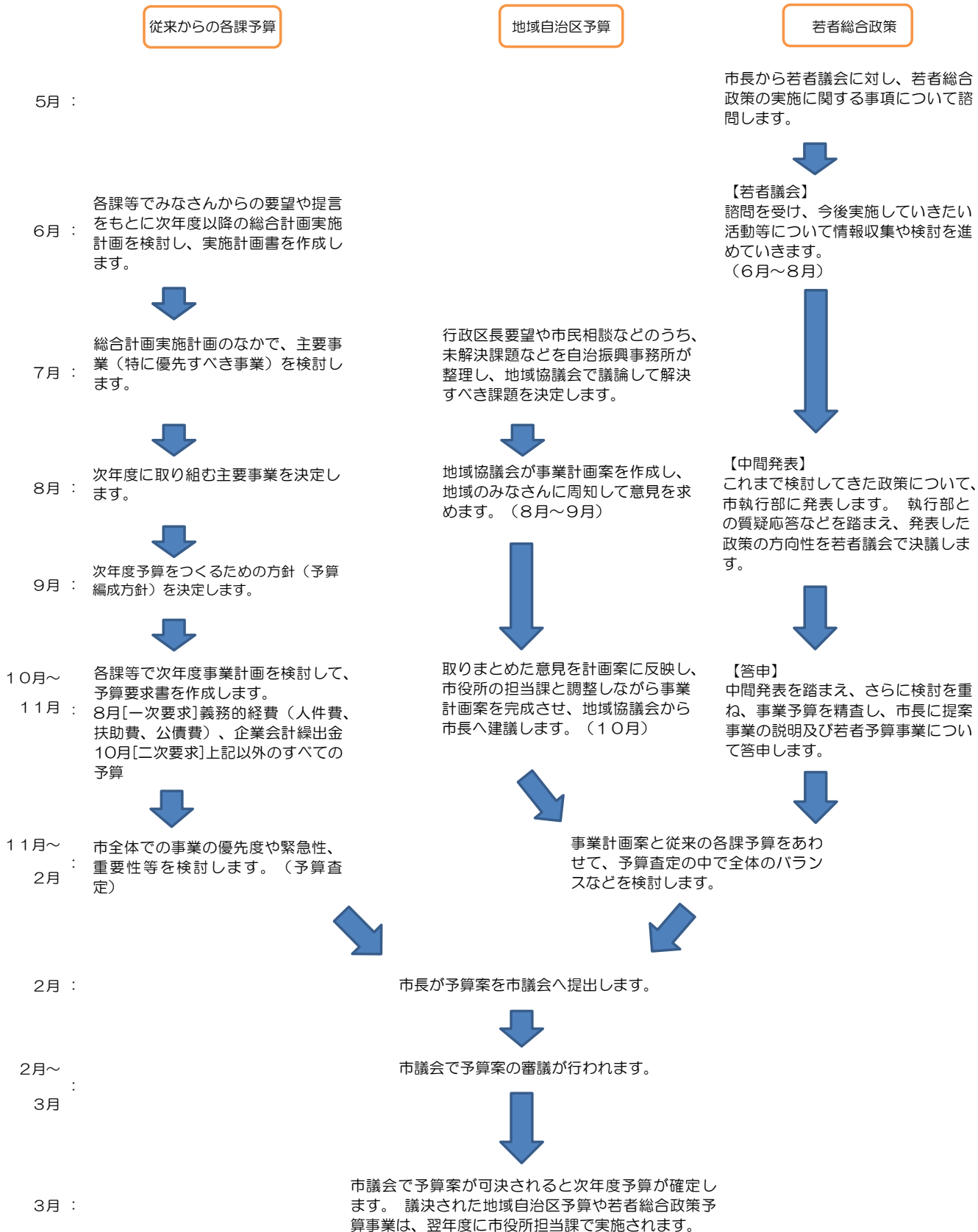
- 財政の持続可能性・健全性を見る指標です。地方公共団体の資金収支のうち、財務活動（地方債の借入と返済）を除いた資金収支の安定性を把握することができます。
- この指標は黒字の範囲内に抑えることが望ましいとされています。

7. 予算ってどうやってつくられるの？

市の予算は、一年間に市でどのような事業を行うかを前もって計画し、金額で表したものです。市独自の事業のほか、国や県の政策を実行に移すものなど、様々な経費が含まれています。

平成25年度から地域自治区制度、平成27年度からは若者議会による新しい資金的なしくみができました。従来の各課予算とともに、それぞれ次のような流れで予算案が作成されます。

予算編成から次年度予算確定までの流れ



8. 新城市の予算ってどのくらいの規模なの？

【令和4年度】

一般会計 240億円

新城市の基本的で中心的な経費を集計した会計で、市税などを財源にしています。

特別会計 63億8,430万5千円

特定の事業を行う目的で一般会計から分けて運営をする会計です。主に受益者（利用者）の負担金などを財源にしています。

企業会計 91億5,837万6千円

病院・水道・下水道など、企業会計方式で運営する会計で、使用料等の収入で経費をまかなう目的で住民サービスを提供する会計です。

総額で 395億4,268万1千円 です。

(単位：千円)

会計区分		令和4年度	令和3年度	内容
		予算額	予算額	
一般会計		24,000,000	22,860,000	
特別会計	国民健康保険事業	4,578,100	4,535,900	国民健康保険法に基づき医療費の支払いを行います
	後期高齢者医療	1,486,100	1,462,400	保険料の徴収や申請・届出などの窓口業務を行います
	国民健康保険診療所	156,300	132,800	作手地区にある診療所の運営を行います
	宅地造成事業	34,800	34,800	定住促進のため、宅地販売を行います
	財産区	129,005	123,634	15の財産区（共有財産管理組織）の管理運営経費です
	小計	6,384,305	6,289,534	
企業会計	病院事業	4,743,187	4,823,191	新城市市民病院の運営を行います
	水道事業	2,635,233	2,653,533	水道施設の新設、維持管理を行います
	工業用水道事業	13,500	14,437	新城有海地区の工業用水道施設の維持管理を行います
	下水道事業	1,766,456	1,813,300	下水道施設の新設、維持管理を行います
	小計	9,158,376	9,304,461	
合計		39,542,681	38,453,995	

9. 一般会計の収入や支出にはどんなものがあるの？

一般会計

(単位：千円・%)

歳入	令和4年度		内容	令和3年度決算額
	予算額	構成比		
市税	7,085,000	29.5	市民の皆さんから納めていただいている、市民税、固定資産税、軽自動車税などです	7,215,506
地方交付税	6,400,000	26.7	全国の市町村の財政の均衡をとる目的で国から交付されるお金で、補助金とは違って、どのような事業にも使うことのできる収入です	6,836,623
国庫支出金	1,793,572	7.5	道路や学校体育館などを建設する際、基準に合うものは、国から一定割合の補助金などを受けて実施します	3,556,731
県支出金	1,570,247	6.5	さまざまな事業を行うなかで、一定基準に合うものは、県から補助金などを受けて実施します	1,333,351
繰入金	616,302	2.6	市ではいろいろな基金（貯金）をもっていますが、必要に応じ、取り崩して利用しています	140,417
繰越金	300,000	1.2	前年度の（歳入決算額－歳出決算額）で残るお金です	939,003
諸収入	881,597	3.7	他の分類に入らない収入です。主なものに貸付金の元利収入や公共補償（国の仕事に付属した工事を市が代行したときの国からの負担金）などがあります	760,997
市債	2,504,000	10.4	財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行等から建設事業などの資金を借り入れています	2,952,100
その他収入	2,849,282	11.9	使用料、手数料、国県からの交付金（地方譲与税）などです	2,809,900
合計	24,000,000	100.0		26,544,628

(単位：千円・%)

歳 出	令和4年度		内 容	令和3年度決算額
	予算額	構成比		
議会費	198,870	0.8	議会を運営するための経費です	192,741
総務費	4,112,603	17.0	庁舎の管理、選挙、戸籍管理などの経費です	3,657,890
民生費	6,837,739	28.5	保育所の運営、子供の医療費助成、障害者福祉、高齢者福祉などの経費です	7,072,584
衛生費	3,131,680	13.0	市民の健康づくりサポート、保健センターの運営、環境問題への取り組み、クリーンセンターの管理、ゴミ収集などの経費です	3,890,718
労働費	84,274	0.4	勤労青少年ホームの運営、勤労者対策などの経費です	80,103
農林水産業費	1,147,135	4.8	農業、畜産振興を図るための補助、林道整備、農業用水路の改修などの経費です	1,225,647
商工費	844,793	3.5	商工業振興のための補助、融資、観光宣伝、観光施設や湯谷温泉源維持などの経費です	1,017,576
土木費	1,194,081	5.0	道路や橋の新設改良、河川改修、中心市街地活性化のためのまちづくりなどの経費です	1,670,301
消防費	1,574,369	6.6	消防署の運営、消防団活動のサポート、南海トラフ巨大地震をはじめとした災害対策などの経費です	1,559,045
教育費	1,765,453	7.4	小・中学校の管理運営、地域に根付いた文化財の保護助成、地域文化広場を中心とした文化事業の開催、スポーツ施設の管理やスポーツイベント開催などの経費です	1,850,552
災害復旧費	45,690	0.2	風水害などによる、農林業災害、土木施設災害などに対応する経費です（規模によっては、補正予算で追加します）	117,674
公債費	3,013,313	12.6	これまでに借り入れた市債の元利償還金などです	2,831,298
予備費	50,000	0.2	突発的な事柄が起きた場合に対応するために準備しておく経費です（実際に必要になったときには必要になった科目に移し替えて執行します）	0
合 計	24,000,000	100.0		25,166,129

市の予算を家庭の家計簿に例えると

新 城 市 の

(令和4年度予算を、一世帯で年収600万円)

一般会計予算 (歳入)

収入

(単位：千円)			1ヶ月あたり	
市税	皆さんから納めていただいている税金です	7,085,000	給料・	187,515円
分担金及び負担金	事業に係る経費の一部を負担してもらうお金です	516,225	パート収入など	
使用料及び手数料	施設やサービスを利用するときに支払っていただくお金です	385,985	親からの仕送り	241,258円
繰越金	前年度で残ったお金です	300,000		
財産収入・雑入など	市が所有する財産の貸付や運用により受け取るお金などです	713,522	住宅ローン、マイカーローンなど金融機関からの借金	52,167円
地方交付税 地方消費税交付金 地方譲与税など	皆さんが国や県に納めた税金の一部で、国や県から交付されるお金です	8,216,571		
国庫支出金 県支出金	国や県から交付されるお金です	3,363,819	貸したお金の戻し入れ	6,220円
市債	事業などを行うために借りるお金です	2,504,000		
貸付金元利収入	法令や条例により貸し付けたお金の返済金です	298,576	貯金の引出し	12,840円
繰入金	積立している基金などから取り崩すお金です	616,302		
合 計		24,000,000	合 計	500,000円
基金残高	急な収入減への対応や特定の事業を行うために積み立てたお金です	6,129,931	貯金残高	1,532,483円

家計簿

(月収50万円)の家庭に例えると)

支出

一般会計予算(歳出・性質別)

1ヶ月あたり

(単位:千円)

食費	124,020円	人件費	議員、職員などに支払われる報酬、給与などです	5,952,821
医療費など	59,380円	扶助費	児童、高齢者、障がい者などへの支援や生活保護などにお金です	2,850,172
光熱水費など	109,010円	物件費	委託料、消耗品、旅費などの一般行政経費として使うお金です	3,899,370
		補助費など	各種補助金、負担金などです	1,333,145
家や家具などの修理代	2,000円	維持補修費	施設などの修繕に使うお金です	95,941
子どもたちへの仕送り	65,520円	繰出金	一般会計から特別会計等へ支出されるお金です	3,145,175
借金の返済	62,780円	公債費	借入金の返済、利息の支払いのためのお金です	3,013,313
家の増改築など	62,860円	普通建設事業費など	道路、学校などの建設、整備をするお金です	3,017,465
		貸付金など	法令や条例により貸し付けられるお金です	692,598
貸すお金	14,430円	合計		24,000,000
合計	500,000円			

借金残高	7,284,975円	市債残高	公共施設の建設、整備などのために借りているお金です	29,139,898
------	------------	------	---------------------------	------------

うち、5,076,325円は親から仕送られる予定で、実質の返済実額は2,208,650円です。

貯金残高と借金残高は、令和3年度の一般会計の基金残高と市債残高を年収600万円の家庭に置き換えた場合の数字です。

令和 (3) 年度

決算状況

市町村名	新城市	コード番号	232211	市町村類型	I-O
所在地	愛知県新城市宇東入船115番地			(3) 年度交付税種地区分	I-2

国	調	区 分	人 口	面 積	人口密度	人口集中地区人口	産 業 構 造		
							第 1 次	第 2 次	第 3 次
		2 年 (2年10月 1日)	44,355 人	499.23 km ²	88.8 人/km ²	8,746 人	1,869 人	8,514 人	12,370 人
		27 年 (27年10月 1日)	47,133 人	499.23 km ²	94.4 人/km ²	9,345 人	8.2 %	37.4 %	54.4 %
増 加 率			△ 5.9 %	0.0 %	△ 5.9 %	△ 6.4 %			
住民台	(4). 1. 1	44,501 人	世帯	40.10.1以降の合併状況	H17.10.1 合併新城市、鳳来町、作手村				
	[3]. 1. 1	17,607 人	世帯	45,245 人	平成17年10月1日				
基本帳		17,679 人	世帯	市町村制施行年月日					

区 分	令和 [2] 年度	令和(3)年度	区 分	指 数 等	指定団体等の状況	
1 歳入総額	A 30,157,596 千円	26,544,628 千円	基準財政需要額	12,761,048 千円	中 (都 市 開 発 部)	
2 歳出総額	B 29,218,593 千円	25,166,129 千円	基準財政収入額	6,591,976 千円	旧 工 特	
3 歳入歳出差引額	C 939,003 千円	1,378,499 千円	標準税収入額等	8,303,358 千円	市 町 村 團 振	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	D 129,909 千円	52,631 千円	標準財政規模	15,445,633 千円	山 振	
5 実質収支	E 809,094 千円	1,325,868 千円	うち臨時債発行可能額	973,157 千円	通 疎	
6 単年度収支	F 62,704 千円	516,774 千円	財政力指数 ()内は単年度	0.55 (0.52)	指 数 表 選 定	
7 積立金 (財調)	G 78,898 千円	562,003 千円	実質収支比率	8.6 %	土 地 開 発 公 社	
8 繰上償還金	H 0 千円	0 千円	公 債 費 比 率	5.2 %	設 立 の (有) ・ 無	
9 積立金取崩額 (財調)	I 335,116 千円	0 千円	積立金現在高 (財調、減債基金、特定目的基金)	6,129,931 千円	設 立 年 月 日 昭 和 48 年 11 月 30 日	
10 実質単年度収支	J △ 193,514 千円	1,078,777 千円	地方債現在高	29,139,898 千円	債 務 保 証 額 千 円 4,000,000	
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	債務負担行為額	6,810,648 千円	事 務 の 共 同 処 理 の 状 況
	連結実質赤字比率	-	-	収益事業収入額	0 千円	交 通 災 害 後 期 高 齢 者 医 療 東 三 河 広 域 連 合
	実質公債費比率 ()内は単年度	6.6 (7.1)	7.1 (7.2)	土地開発基金	600,000 千円	
	将来負担比率	62.6	51.6	特 別 職 等		

区 分	職員数 A (R3.4.1現在)	給料月額 B (R3.4.1現在)	1人当り支給月額 B/A	区 分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額
()は一般行政職一般職員	(306) 人 628	(92,687) 千円 184,130	(302,899) 円 293,201	市 長	H17.10.1	925,000 円
うち技能労務職	11	2,913	264,818	副 市 長	H17.10.1	775,000
うち消防職員	152	44,460	292,500	教 育 長	H17.10.1	680,000
教育公務員	7	2,549	364,143	議 会 議 長	H17.10.1	489,000
臨時職員	0	0	0	議 会 副 議 長	H17.10.1	409,000
合 計	635	186,679	293,983	議 会 議 員	H17.10.1	372,000 (18人)

公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用の有無	収 支 額	普通会計からの繰入額	職員数	区 分	国 保 会 計	
							千円	千円
	上水道	有	66,047	381,994	17 人	収 支 額	16,334 千円	
	工業用水道	有	2,837	0	1	普通会計からの繰入額	302,543 千円	
	病院	一部有	660,226	907,000	324	加 入 世 帯 数	6,156 世帯	
	国民健康保険	無	16,334	302,543	11	被 保 険 者 数	9,539 人	
	国民健康保険診療所	無	3,001	34,326	9	一 世 帯 当 り 保 険 税 調 定 額	172,414 円	
	介護保険	無	0	0	0	被 保 険 者 一 人 当 り 保 険 税 調 定 額	111,268 円	
	介護サービス (老人デイ)	無	0	0	0	被 保 険 者 一 人 当 り 費 用	379,573 円	
	介護サービス (訪問看護)	無	0	37,380	12			
	公共下水道	有	101,464	225,968	6			
	農業集落排水	有	△ 5,848	97,522	2			
	地域下水道	有	3,409	3,000	0			
	宅地造成	無	992	0	0			
	後期高齢者医療	無	10,013	684,963	3			

(注) (3)は調査年度 (2)は調査前年度 (4)は調査次年度を記入。

令和3年度 目的税（入湯税、都市計画税）などの充当状況

1 地方消費税交付金のうち社会保障財源分の充当状況

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	市債	一般財源	
				地方消費税 交付金（社会 保障財源分）	その他
民生委員児童委員活動援助事業	12,686	7,320		695	4,671
社会福祉援助事業	53,121	8,043		5,835	39,243
地域福祉計画推進事業	24	12		2	10
生活困窮者自立支援等事業	31,046	21,262		1,266	8,518
社会福祉施設管理事業	15,199			1,967	13,232
障害者福祉事業	3,861			500	3,361
福祉手当等給付事業	75,821	13,240		8,100	54,481
障害者助成事業	1,021			132	889
障害者自立支援事業	1,080,708	812,540		34,711	233,457
地域生活支援事業	91,022	47,131		5,681	38,210
障害児支援事業	120,049	101,567		2,392	16,090
共同生活援助事業	8,461	4,231		548	3,682
障害者医療費助成事業	76,536	37,844		5,008	33,684
精神障害者医療費助成事業	42,438	10,466		4,138	27,834
福祉給付金支給事業	1,907			247	1,660
後期高齢者福祉医療費給付事業	92,545	43,544		6,343	42,658
高齢者福祉事業	80,830	1,970	3,500	9,754	65,606
敬老事業	7,255			939	6,316
高齢者保護措置事業	47,782	9,048		5,014	33,720
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	1,973	561		183	1,229
老人ホーム管理事業	58,113			7,522	50,591
老人福祉施設管理事業	33,960	2,603	7,600	3,075	20,682
家庭児童相談事業	2				2
放課後児童対策事業	75,620	50,968		3,191	21,461
ファミリーサポート事業	709	400		40	269
子ども・子育て支援事業	64,817	49,543		1,977	13,297
児童虐待等防止対策事業	207	70		18	119
市遺児手当支給事業	12,340			1,597	10,743
児童扶養手当支給事業	103,623	34,455		8,953	60,215
母子生活支援事業	293	106		24	163
児童手当支給事業	544,829	459,471		11,049	74,309
母子自立支援事業	774	1		100	673
子ども医療費助成事業	124,287	28,033		12,459	83,795
母子家庭等医療費助成事業	17,893	8,946		1,158	7,789
人件費（保育所管理事業）	673,983	7,510		86,266	580,207
保育所管理事業	433,282	43,889		50,402	338,991
おおぞら園管理運営事業	6,527	279		809	5,439
児童館運営事業	11,272	158		1,439	9,675
人件費（地域子育て支援センター事業）	5,952	3,230		352	2,370
地域子育て支援センター運営事業	7,216	6,056		150	1,010
扶助事業	242,389	181,273		7,911	53,205
災害救助事業	100			13	87
就学援助事業（小学校費）	13,283	34		1,715	11,534
就学奨励事業（小学校費）	3,120	1,556		202	1,362
就学援助事業（中学校費）	13,395	75		1,724	11,596
就学奨励事業（中学校費）	932	533		52	347
小計	4,306,394	1,997,968	11,100	297,360	1,999,966
国民年金費	2,413			312	2,101
国民健康保険事業特別会計繰出金	302,543	149,023		19,871	133,649
後期高齢者医療特別会計繰出金	694,251	201,836		63,737	428,678
東三河広域連合介護保険事業負担金	674,025			87,244	586,781
小計	1,673,232	350,859		171,164	1,151,209

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源	市債	一般財源		
				地方消費税 交付金(社会 保障財源分)	その他	
保健衛生	救急医療対策事業	32,576	6,855		3,329	22,392
	へき地医療支援事業	968	858		14	96
	看護師修学資金貸付事業	5,700			738	4,962
	保健事業	38,448	8,630		3,860	25,958
	保健対策推進事業	59			8	51
	保健センター管理事業	11,473	271		1,450	9,752
	未熟児対策事業	3,711	1,277		315	2,119
	すこやか子育て事業	849	26		107	716
	乳幼児等健康診査事業	28,559	1,301		3,528	23,730
	予防接種事業	111,874	45,794		8,553	57,527
	休日診療所運営事業	20,044	12,426		986	6,632
	夜間診療所運営事業	45,134	3,359		5,407	36,368
	人件費(訪問看護事業)	37,380				37,380
	人件費(助産所運営事業)	26,701			3,455	23,246
	助産所運営事業	2,221	1,281		122	818
	病院事業会計負担金	907,000			117,400	789,600
	国民健康保険診療所特別会計繰出金	31,045		3,200	3,604	24,241
	小計	1,303,742	82,078	3,200	152,876	1,065,588
	合計	7,283,368	2,430,905	14,300	621,400	4,216,763

2 入湯税充当状況

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源	市債	一般財源		
				入湯税	その他	
	最終処分場維持管理事業	26,685			2,222	24,463
	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業	74,427	665		6,143	67,619
	自然公園等管理事業					
	観光施設等維持管理事業	44,522	1,678		3,568	39,276
	湯谷温泉街振興事業	61,020	21,995		3,250	35,775
	合計	206,654	24,338		15,183	167,133

3 都市計画税充当状況

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源	市債	一般財源		
				都市計画税	その他	
都市計画 事業費等	市街地整備事業	116,472	42,710	38,400	23,341	12,021
	都市公園等管理事業	13,400			8,845	4,555
	中心市街地活性化対策事業	390,873	45,959	338,500	4,234	2,180
	土地利用見直し事業	5,172			3,413	1,759
	下水道事業会計負担金・出資金	225,968			149,152	76,816
	小計	751,885	88,669	376,900	188,985	97,331
	市債償還費(都市計画事業費分)	79,500			79,500	
	合計	831,385	88,669	376,900	268,485	97,331

4 森林環境譲与税充当状況

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源	市債	一般財源		
				森林環境譲与税	その他	
森林整備事業	165,610	85,533			66,676	13,401
湯谷温泉街振興事業	61,020	21,995			32,494	6,531
合計	226,630	107,528			99,170	19,932



ザイセイの話（令和4年度）

令和4年10月発行

編集 愛知県新城市総務部財政課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL 0536-23-1111（代表）

0536-23-7616（ダイヤルイン）

FAX 0536-23-2002

E-mail zaisei@city.shinshiro.lg.jp

URL <https://www.city.shinshiro.lg.jp>

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	市民自治推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536) 23-7697	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第11回新城市市民まちづくり集会の報告について
----	-------------------------

内容

見出しの件について、下記のとおり第11回新城市市民まちづくり集会で出た意見を実行委員会から市長、議長に報告いたします。

記

- 1 日時 令和4年11月2日（水）午後7時から午後8時まで
- 2 場所 市役所4階1会議室
- 3 出席予定者 市長、議長、市民まちづくり集会実行委員会 他
- 4 内容 (1) 実行委員長あいさつ
(2) 報告
(3) 市議会議長あいさつ
(4) 市長あいさつ
(5) 意見交換
- 5 その他 報告した意見は、次のとおり掲載いたします。
 - ・ 掲示日時 11月21日（月）～12月2日（金）
 - ・ 掲示場所 市役所1階情報カフェ
鳳来総合支所
つくで交流館
 - ・ 市HP掲載（11月16日～）

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	市民自治推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536) 23-7697	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第8期新城市若者議会市長答申の開催について
----	-----------------------

内容

見出しの件について、下記のとおり第8期若者議会市長答申を開催致しますので御報告いたします。

記

1 第10回若者議会市長答申

- (1) 日 時 令和4年11月8日（火）午後7時から午後8時まで
- (2) 場 所 新城市議会 議場
- (3) 内 容 別紙のとおり
- (4) その他 傍聴される方は、新型コロナウイルス対策のため検温、手指消毒、施設内でのマスクの着用をお願い致します。

令和4年度 第10回若者議会次第

日時 令和4年11月8日(火)
午後7時から午後8時
場所 新城市議会議場

1. 若者議会議長あいさつ (5分)

2. 事業報告 (5～10分以内×3委員会)

- －報告内容－
- ① 事業の経緯や目的
 - ② 事業内容 (主な予算含む)
 - ③ 新城市のメリット

3. 答申 (5分)

4. 市議会議長あいさつ (5分)

5. 市長あいさつ (5分)

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和4年10月26日	
担当課・室	情報政策課	
担当職・氏名	課長	中島 紳之
連絡先（電話）	(0536) 23-7612	
連絡先（FAX）	(0536) 23-8388	
（メールアドレス）	johoseisaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画の策定について
----	------------------------------------

内容

人口減少が続く本市の状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な地域社会や市民サービス水準の維持、向上を実現する上では、デジタル化による業務改善だけではなく、デジタル化に合わせて制度、組織全体のあり方を変革すること、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）が非常に重要な鍵となります。

本市のDXを全庁一体となって力強く推進する羅針盤とするため、「新城市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定します。

新城市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画の概要資料

1 趣旨、目的、背景

人口減少が続く状況下において、今後、人材、財政などの経営資源がますます厳しくなっていくことが予想される一方、コロナ禍で生まれた「新しい日常」の中、市政はより多様化、複雑化する住民ニーズに応え続けなければならない。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な地域社会や市民サービス水準の維持、向上を実現する上では、業務のデジタル化を実施することだけではなく、デジタル化に合わせて制度、組織全体のあり方を変革すること、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）が非常に重要な鍵となることから、DXへの認識の統一を図り、本市のDXを全庁一体となって力強く推進する羅針盤とするため、本計画を策定する。

2 計画の概要

（1）計画の位置付け

「第2次新城市総合計画（平成31年3月策定）」に掲げる将来都市像のもと、4つの行政経営の目標について、DXの視点を加え補完する下位計画とする。

（2）計画期間

総合計画の中期基本計画（令和5年度から令和8年度）の期間に合わせ、令和8年度までの5ヵ年計画とする。

（3）計画内容

ア ビジョン

デジタルの活用により市民生活に変革をもたらす持続可能な地域社会を実現
～人々から選ばれ 持続可能な地域社会が営まれるまち しんしろ～

イ 基本理念

利用者目線で進める市民サービス改革

ウ 主要施策

（ア）3本の柱

- 1 市民生活向上のための取組
- 2 新たな価値創造のための取組
- 3 安全安心な環境整備のための取組

（イ）個別の取組（20項目）

- ・行政手続のオンライン化【☆】
- ・ICT技術を活用した教育環境の充実【◎】
- ・マイナンバーカード普及及び活用場面の拡大【☆】
- ・キャッシュレス決済の推進
- ・必要な手続のワンストップ化
- ・情報発信の最適化
- ・ICT技術を活用した地域自治組織の活性化【☆】
- ・デジタルデバイド対策【☆】

- ・デジタルインフラの整備促進
- ・BPR（Business Process Re-engineering）の徹底【☆】
- ・ICT 技術による業務効率化（AI、RPA等）【☆】
- ・テレワークによる多様な働き方の推進【☆】
- ・ワーケーション環境の整備【◎】
- ・データに基づく政策立案（EBPM）
- ・オープンデータの利活用促進【☆】
- ・自治体情報システムの標準化、最適化【☆】
- ・産学官連携による新たな取組の推進
- ・外部専門人材の登用によるDX推進体制の強化
- ・職員の情報リテラシー向上
- ・情報セキュリティ対策の徹底【☆】

※【◎】…市長マニフェストに関連した取組

【☆】…「自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月 25 日総務省策定）」に
 において自治体に取り組むべき事項、内容とされた取組

黄色の網掛け…特に重点的に取り組む事項

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 4年10月26日	
担当課・室	鳳来総合支所 地域課	
担当職・氏名	課長	長坂茂英
連絡先(電話)	鳳来 地域課 (0536) 22-9933	
連絡先(FAX)	鳳来総合支所 (0536) 32-1170	
(メールアドレス)	hri-tiiki@city.shinshiro.lg.jp	

件名	鳳来総合支所建設工事の進捗状況について
----	---------------------

内容

鳳来総合支所建設工事の進捗状況について報告します。

記

1 工事進捗率

55.0% (9月末現在)

2 主な工事状況 (写真は、10月20日現在)

- ・執務室、待合ホール 天井・壁軽量鉄骨張り 写真③、④
- ・集会室1～3 天井・壁ボード張り、ダクトBOX据付・配管 写真⑤
- ・集会室4、相談室 天井・壁ボード張り 写真⑥、⑦

3 工事の写真等

別紙のとおり

鳳来総合支所建設工事の進捗状況について

～ 鳳来総合支所完成イメージ図 ～



鳳来総合支所全体イメージ



鳳来総合支所正面イメージ



写真は、10月20日現在

○進捗率：55.0%（9月末現在）

○主な工事状況

- ・外壁張り、外壁塗装、名称サイン取付け
- ・集会室1～3：天井・壁ボード張り、ダクトBOX据付・配管
- ・集会室4、相談室、WC：天井・壁ボード張り
- ・執務室、待合ホール：天井・壁軽量鉄骨設置

鳳来総合支所建設工事全体写真



写真① 新支所正面外壁



写真② 正面玄関



写真③ 執務室



写真④ 執務室



写真⑤ 集会室1～3



写真⑥ 集会室4



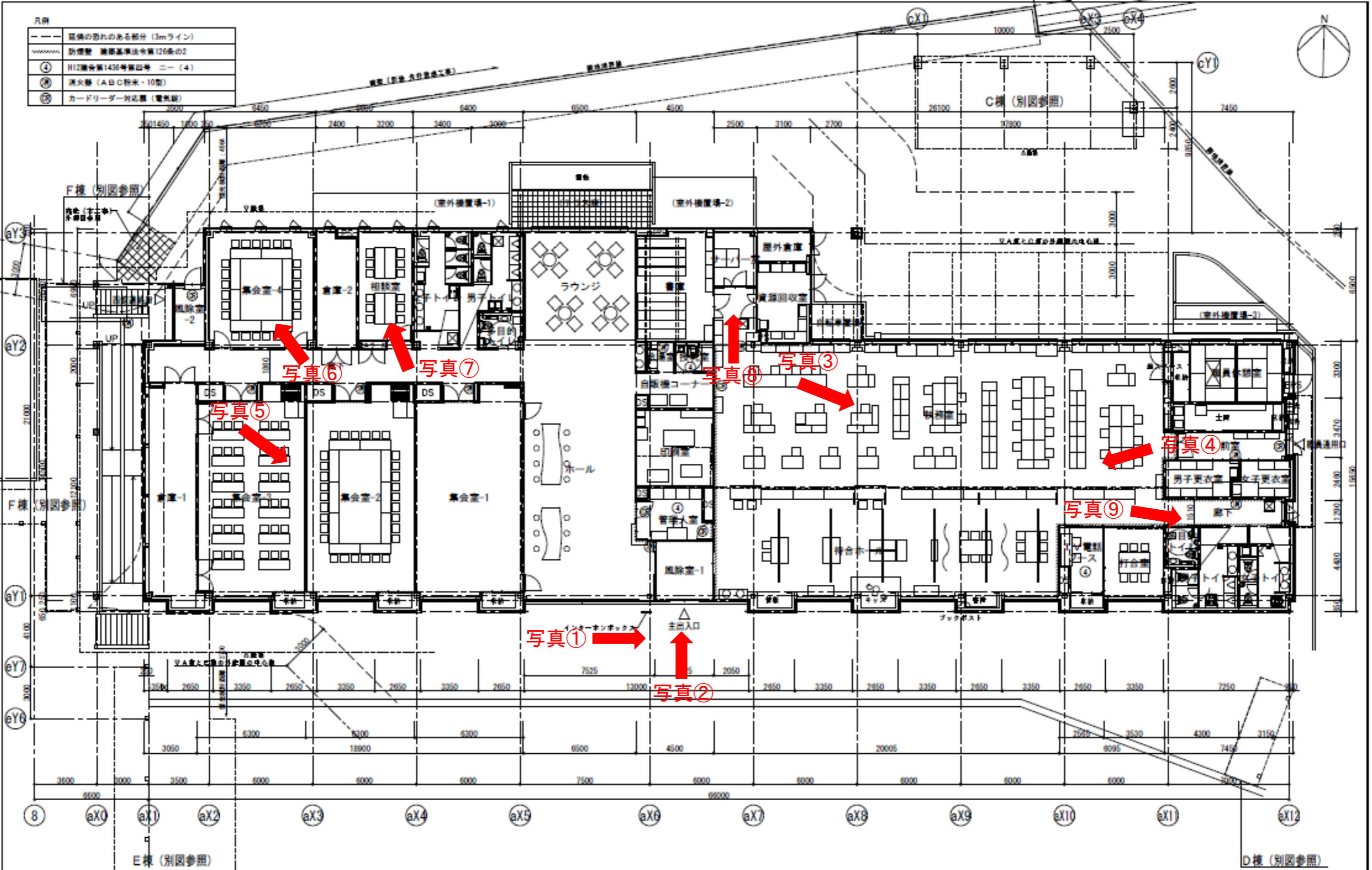
写真⑦ 相談室



写真⑧ 文書庫、サーバ室、資源回収室



写真⑨ 庁舎東側 多目的トイレ、男女トイレ入口



<p>株式会社 浦野設計 URANO ARCHITECTS & ENGINEERS 〒100-0001 東京都千代田区千代田 5-1-1 浦野ビル5F</p>	設計者 一級建築士 第35824号 喜田 清和	監理者 建築士 第35824号 喜田 清和	設計番号 P19034 日付 2021.06	工事名称 風来総合支所建設工事 図面名称 平面図	図面種類 A 図面番号 A1-1/100 A3-1/200 1/8
	E棟 (別図参照) D棟 (別図参照)				

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	火	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	八名地区地域協議会 建議書受納	新城	富岡ふるさと会館	2階創作活動室
		19 : 30	令和4年度地域意見交換会(八名地区)	新城	富岡ふるさと会館	集会室
2	水	13 : 00	令和4年度愛知県赤十字大会	名古屋	愛知芸術文化センター	
		19 : 00	第11回市民まちづくり集会意見報告	新城	本庁舎	4-1会議室
3	木		【文化の日】			
		10 : 00	秋の市民茶会	新城	新城文化会館	和室
		12 : 05	令和4年度東栄フェスティバル	東栄	東栄ドーム	
4	金	10 : 30	鳳来寺山もみじまつり開幕式	新城	鳳来寺本堂	
		19 : 00	作手地区地域協議会 建議書受納	新城	つくて交流館	会議室
		19 : 30	令和4年度地域意見交換会(作手地区)	新城	つくて交流館	ホール
5	土	9 : 00	第11回 大島ダム・ウォーク	新城	鳳来東小学校	
6	日	10 : 00	新城ふれあいフェスin農林業	新城	ふれあいパークほうらい	
7	月	14 : 30	県・市懇談会	名古屋	アイリス愛知	2階コスモス
8	火	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	若者議会 市長答申	新城	東庁舎	議場
9	水	13 : 00	安全・安心の道づくりを求める全国大会	東京	砂防会館別館	
10	木	11 : 00	令和4年度中部国道協会促進大会	東京	新霞が関ビル	全社協・灘尾ホール
		19 : 00	鳳来南部地区地域協議会 建議書受納	市内	黄柳川小学校	体育館
		19 : 30	令和4年度地域意見交換会(鳳来南部地区)	市内	黄柳川小学校	体育館
11	金	13 : 30	暴力追放新城市民会議における功労者及び市内駐在所員への功労者表彰	新城	本庁舎	4-2、4-3会議室
		19 : 00	鳳来東部地区地域協議会 建議書受納	市内	鳳来中央集会所	2階会議室
		19 : 30	令和4年度地域意見交換会(鳳来東部地区)	市内	鳳来中央集会所	アリーナ
12	土	9 : 30	第44回東浦町産業まつり開場式典	東浦	東浦町文化センター	1階ホール
13	日	9 : 00	陸上自衛隊第十師団創立60周年記念行事	名古屋	守山駐屯地	
14	月					
15	火	11 : 10	全国治水砂防促進大会	東京	砂防会館別館	
		16 : 00	愛知県産業立地セミナー2022IN東京	東京	グランドプリンスホテル高輪	地下1階プリンスルーム
16	水	10 : 30	三河・東美濃地域間高規格幹線道路建設促進協議会 愛知県要望	名古屋	愛知県議事堂	
17	木		新東名高速道路整備促進期成同盟会 本省要望	東京	国土交通省	
18	金					
19	土					
20	日	17 : 00	自衛隊愛知地方協力本部創立68周年記念祝賀会	名古屋	ホテルメルパルク名古屋	
21	月					
22	火	10 : 00	議案説明会	新城	東庁舎	議場
		11 : 00	議員報告会	新城	東庁舎	委員会室
		14 : 00	記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	地域協議会連絡会議	新城	本庁舎	4階会議室
23	水		【勤労感謝の日】			
		10 : 00	鳳来寺山秋季大祭	新城	鳳来寺本堂	
		14 : 00	自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国会議員と愛知市長会との意見交換会	名古屋	アイリス愛知	2階コスモス
24	木					
25	金	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
26	土					
27	日	13 : 00	愛知県政150周年記念式典	名古屋	愛知芸術文化センター	
28	月					
29	火	14 : 00	東三河市町村長会議	豊橋	豊橋市役所	政策会議室
30	水	9 : 30	三遠南信自動車道現場視察	新城	ふれあいパークほうらい	
		14 : 00	第3回代表区長会議	新城	新城市開発センター	